

令和5年9月清須市議会定例会会議録

令和5年9月1日、令和5年9月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危 機 管 理 部 長	丹 羽 久 登
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	加 藤 久 喜
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	楢 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
企 画 政 策 課 長	林 智 雄
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
財 政 課 長	服 部 浩 之
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	藏 城 浩 司
保 險 年 金 課 長	浅 野 英 樹
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	下 村 辰 之
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	石 田 讓
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	佐 藤 嘉 起
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
高 齢 福 祉 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	村 瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 12名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁は最後まで行うものとするも、質問する際は、答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして、議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る8月21日までに13名の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 20番議員 (成田 義之君) 登壇 >

20番議員 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

議席番号20番、清政会の成田義之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、大きな質問というよりも4点ほどささやかな質問ですが、よろしく願いいたします。

1つ目はドローンの活用についてであります。

新聞やテレビなどでドローンの活用のニュースが多く流れておりますが、もともと軍事用に開発されたものではありませんが、ロシアとウクライナでは戦争の道具として使用されていますが、平和のために利用されるのが本来の目的であるかと思えます。

ドローンは小さいものから大きいものまで多種多様にあります。現在、国や県などでは、橋梁・建物・道路の点検に利用されております。本市では、ドローンの活用についてどのように取り組むお考えでありますか、お聞かせをください。

2番目についてであります。小中一貫校の取組についてであります。

最近よく耳にするのは出生率の話題であります。韓国では0.78で、OECD加盟国では最下位であり、日本は1.26で、近い将来人口が約7千万人ぐらいになると言われております。このように少子化が進むのであれば、本市において小中一貫校の準備に取り組む時代に入ったのではないかと思います。

現代は情報も技術もスピードが速く、私どもの世代ではついていけません。今や人間が機械に試されているチャットGPTなどは心がこもっていないように思います。本市として小中一貫校についてどのように取り組まれるのかお聞きしたいと思います。

3つ目であります。公共施設の統廃合についてであります。

私も以前この問題をよく取り上げてまいりましたが、4町が合併し、庁舎を含む施設の統廃合については大変御苦勞があったことと存じます。今後は北館の西側に庁舎を増築し、南館は福祉健康保健センターなど集約される予定であるやに伺っております。市民や職員の皆様におかれても大変便利となると思われれます。施設の統廃合については、市民の皆様と共に、将来の税収不足を補う上においても避けて通ることができません。これは、国が推し進めてきた平成の大合併であります。そこで、近い将来の公共施設の統廃合の計画があればお聞かせを願います。

最後ですが、市有地についてであります。

私は、これまでもこの問題を取り上げてきましたが、その後の状況についてであります。今日まで使用する土地、使用しない土地の選別の上、売却に向けて努力されたという報告は受けていますが、地形が悪く処分できない土地もあると思えます。そこで、市有地の現在の状況をお聞かせください。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

1の質問についてお答えをします。

本市においては、建物・道路の点検についてはドローンを活用しておりません。

一方、橋梁の点検については、高所作業での事故リスクの排除、点検者・高所作業車などが立ち入れない箇所の点検が可能というドローン活用のメリットを生かして、受託した業者がドローンを活用して点検をしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

成田ですが、政令指定都市でこういう技術者というのかな、そういう資格を持った人がいるように聞いておりますけども、本市ではそういう技術者を養成することは考えておられるかどうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

特段そういった資格を持つ職員は今のところございません。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ということは必要ないと、こういう御意見ですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

ドローンは災害発生時の被災状況把握ですとか、いろんな業務に合わせた活用を期待できるものと思っておりますので、必要ないとは思っておりませんが、現在のところはこれから他団体を調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

新聞でこれだけ災害とか豪雨とか台風だとか、いろんな経緯が最近よく見ますよね。そのときにドローンの活用をかなり新聞で話題になってるけども、舟橋課長、危機管理として、その辺どうだね。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

災害時におきましては、被災状況の把握、生存者の捜索等の救助活動、災害情報の収集などは喫緊に実施しなければならないと考えております。場所・時間を選ばず出動ができ、救助困難地域でも活動が可能なドローンの活用は非常に有益なものと考えております。

そこで本市はですね、ドローン事業を推進する株式会社エアロテックと平成30年10月に災害時等における無人航空機ドローンの運用に関する協定を締結いたしまして、災害時にドローンによる災害情報の収集等を実施することとしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田ですが、土木課長にお聞きするんだけど、多分使っておるといのは業者に頼んで使っておられるんじゃないかと思うんだけど、今の企画課長の話だと考えていないというようなことをおっしゃってみえるけど、実際使っと思って考えてないというのはちょっと矛盾しと思うんですが、その辺は、課長、どう思われます。

答弁できなかったら、丹羽部長、お答えしていただけますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

危機管理部としましては、災害対応ということで、今、危機管理課長が申しあげましたように、ドローンの活用ということで協定を今、結んでおります。災害対応ということで協定を結んでいればいいという話ではなく、協定を結んでからかれこれ5年たってるんですけども、相手と風通しのいい関係、あるいは顔が見える関係をつくるためにも、定期的に、いつ、どこで、何をといった、そんなことを確認して、いざといったときに協力していただけるような、そんな形を考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田ですが、関連ですが、先ほど企画課長が答弁されたんですけども、企画部長、同じような答弁ですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

先ほど課長のほうが答弁させていただきましたように、災害については協定を結んでおります。災害以外の利用目的としましては、プロモーション用のビデオを撮ったりということで、活用のほうは十分できるというふうに思っておりますけれども、それを市の職員で直接やらせるための市の研修ですとか、そういったものは今のところは調査段階だということで、そういうのを活用して事業に生かすということは、当然、本市としても検討していく案件だというふうには考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

いつも答弁が研究とか将来的に考える答弁が多いんだけど、はっきり言って、実際にどこか

1つ窓口で、ドローンについてはここが担当しとるよというふうにされたほうがいいんじゃないかというような気がするんだけども、バラバラでなくて、どこか1つコアをつくられたほうがいいような気がするんだけども、各課がバラバラでやっとしては意味ないと思う。

それともう1つはね、業者に頼んでるからということで業者任せじゃなくて、やっぱり技術力だけは持っとらな、僕は現場へ行って撮れということをやっとするんじゃないんだよね。現場へ行って職人と一緒にのこをやれと言っとするわけじゃなくて、資格を持つべきじゃないかということをお尋ねしとるんだけども、部長、どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

そういった現場のほうでの活用に際して、今まさに成田議員が言われるように、必要であれば事業者のほうを利用してその事業に生かすという活動は今でもやっておりますけれども、そういったことをやってる以上は、市の職員としても当然資格を持ってやったほうがいいんじゃないかというのは十分理解のほうはさせていただきますので、今後、他団体の状況等も含めまして、本市としてどういう体制がいいのかというのは考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。いいお言葉をいただいたんですけども、僕はね、何でも業者頼みというと、結局、業者が持ってきた見積もりどおりやらないかんでしょう、はっきり言ってね。資格を持っていればどれぐらいの費用がかかるか大体概算できるわけやね。だから、これからドローンというのはもっと活用の範囲が広がってくると思うので、例の小牧空港の跡地、三菱重工の跡地もドローンの会社が2社入るということで、ますます愛知県はドローンの製造というのが活発になって、いい製品が出てくると思うので、ぜひ、清須市も応用できるものは使っていただきたいと思っております。

次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長、瀬尾でございます。

2の小中一貫校の取組についてお答えさせていただきます。

平成28年4月1日に学校教育法の一部を改正する法律が施行され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする制度が創設されました。

本市の出生率は、平成29年の11.4パーミルをピークに令和2年の出生率は9.2パーミルと減少していますが、全国・愛知県の出生率と比較をすると高い数値で推移しておりますが、引き続き、出生率の動向を注視していくことは重要だと考えております。

他の自治体では、児童生徒の減少により小中学校の統廃合をしていく中で、小中一貫校に取り組んでいる事例があります。本市においても学校の適正規模・適正配置・改築等、小中学校の在り方を検討していく中で、児童生徒が減少し、小中学校の再編・統廃合の必要性が生じた場合には、小中一貫校という考え方も方法の1つだと考えられます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

愛知県内で公立と私立の小中一貫校、今現在どれぐらいの割合でありますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

県内の公立の小中一貫校では、現在、名古屋市と瀬戸市に小中一貫校が各1校ずつ設置しております。飛島村に義務教育学校が設置しております。私立の数のほうが多いというふうに認識しております。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

現実にはやってみるところがあるわけですね。最近だと三重県の桑名市も実際に計画しておられると思うんですね。うちの場合は合併したまちですので、地域的に一番取り組みやすいところというと、春日なんかは小学校・中学校は1校ずつですね。将来的には、まず手始めにそ

ういう取り組めるところから取り組む考えはあるかどうかお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

議員おっしゃるとおり、春日小学校、春日中学校は隣接したところにございますので、モデルケース的には一番やりやすいとは考えておりますけれど、現在、減少傾向ということではないものですから、現在のところまだ考えておりません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

石黒部長にお尋ねするんですけど、要は、今こうだからやらないよというんじゃなくて、将来こうなるよということは現実に分かってるわけだね。だから、今から勉強はすべきだと、取り組む心構えだけでも持たなきゃいかんと。今こうだから当分いいだろうと、こういう考えは行政としておかしいと思うんですよ。部長どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

議員おっしゃるとおり、さきに取り組んでいるところが県外でもたくさんあります。他団体でいきますと、先ほど言いましたように、児童生徒が減少して施設が老朽化しているようなところはこういうことを取り組んでおりますので、いつかは本市も減少傾向になると思いますので、どういったプロセスで取り組んだかということをしつかりと研究して、いざというときのために事前に準備していきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

いざきいうときのために取り組むべきだというように解釈したけど、それでよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（石黒 直人君）

情報収集して、どうやっていくのがいいのかということをしっかり検討していきたいと思えます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

小中一貫校のメリットとデメリットというのはどういうふうに考えておられるか、お聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（石黒 直人君）

メリットとしましては、9年間見通した目標設定ができるということは非常に大きいと思えます。

反対にデメリットのほうは、小学校高学年におけるリーダーシップの醸成とかができにくいというようなことが考えられると思えます。ほかにも幾つかあると思えますが、主立ったところはそんなところかなと思っています。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私もそう思うんだよね。この9年間というのは大きいと思うんですよね。この9年間に人間関係ができるというのは非常に僕は素晴らしいことではないかと思うんですよね。近い将来と私さっき申し上げたんだけど、5年、10年先には着工といたらおかしいんだけど、取り組むべきじゃないかと。とにかく立ち上げる勉強をしていただきたいということをお願いして、次に移りたいと思えます。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、3の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

3の質問について御答弁させていただきます。

本市では、公共施設のマネジメントとしまして、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の管理方針や施設総量の具体的な縮減目標を掲げております。また、公共施設等総合管理計画をより掘り下げた公共施設等個別施設計画を策定し、公共施設の統廃合や複合化を行うことによります財政負担の軽減・平準化、施設総量や配置の適正化を図っているところでございます。今後の公共施設の統廃合等につきましては、市役所西館の増築による南館の改修、各地区保健センターの統合に加えて、旧西枇杷島庁舎の取り壊しなどを予定しております。

今後も人口の見通しや財政状況などを踏まえた長期的な視点から、公共施設の安全性・機能性を確保しつつ、将来の課題を見据えまして、量から質への視点で公共施設総量の削減に向けて公共施設の更新・統廃合・長寿命化などに計画的に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。成田です。

今、課長がおっしゃったとおり、西枇杷島の庁舎の跡地ですよね、このスケジュールはどういうふうにやっていかれるのか。相手があることですが、それと跡地利用については、まだこれから検討中なのかちょっとお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

まず、西枇杷島庁舎につきましては、やはり住民の方等がございますので、その移転の状況に合わせて計画を練っていきたいと考えております。

また、跡地利用につきましては、今後進めていきたいとは考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

今、課長おっしゃったように、住民の方が5年も10年もどかない場合、どうなられる。やはり、ある程度この区切りをつけないと事業が進まないんじゃないかというような気がするんだけど、例えば2年後には全て出ていただくと。1階にも食堂があるから、難しいところがあると思うんですけど、出ていかないからいつまでもほっとくよということになっちゃうと、いつまでも進展しないよね。ですから、都市開発かな、URかな、やっぱり協議していただいて、ある程度めどをつけた計画をされないと、今の枇杷島橋と一緒に何年後には開通しますよと、切り替えますよとか、一応そのスケジュールをつくっていただかないといつまでたっても進展しないと思うんですね。

四、五年前からこの話題が出てるんだけど、一体どういうふうなめどをつけられるかな。今おっしゃった答弁ですと、指をくわえて、住民が最後まで出ていくまで待ってますよと、そんなふうに聞こえるんだけど、そうじゃないと思うんだけど、どんな予定ですか。例えば、2年後をめどにやるとか、3年後をめどにやるとか、一応区切りをつけないと、いつまでたつたってあの莫大な土地の利用はできないと思うんですよね。その辺どう思われますかね、課長さん。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

UR機構が住民の方に対して保証期間ということで令和6年9月までは保証するような旨を住民の方に通知しておりますので、やはりそこが1つの目安とは考えておるんですが、やはりそういった調整とかで難航する恐れもありますので、さすがに進捗状況を見据えつつも後戻りのないようにはしていきたいとは考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとう。

6年というのが一応めどにあったわけなんだ。先ほどの答弁だと住民が出ていくまで待ってる

ような答弁だったけど、一応6年をめどにということがあったわけなんだね。なるほど。そういうことであれば、非常にスムーズに事が進むんじゃないかと思うんですね。

今、西館をつくるということで確認なんだけど、南館と北館の連絡通路がないということで非常に不便しておるといことで、先日この通路の関係は増築によってできるような話を聞いておるんですけど、3階部分につくるというようなお話をしてみえたんですけども、それは実際にどうですか。やられるおつもりなのか、話だけですか。その辺、分かれば結構です。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今現在、そういった南館と北館の連絡通路につきましては設計業者を交えて検討しているところでございます。実際のところ結構条件も厳しいこともありますので、まだまだそういった結論を出すのではなく、あらゆるコースとどういうルートで接続できるか等を考えている途中でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私の要望ですけども、今、庁舎の玄関というのがどこが玄関かよく分からないんだよね。「玄関は地下でございます」と私は皆さんに申し上げておるんだけども、玄関らしい玄関をね、今度増築した暁には、ここが玄関だと分かるような玄関が1つあるといいと思うんだけども、どうですか建設部長、そんなお考えはないかね。聞いてなかったら課長でいいわ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今回増築する部分についてですが、来庁者駐車場からどこに入っていけばいいかって分かるような建て方をしたいなどは考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

ガラッと変わった質問をさせてもらって申し訳ないけど、関連の質問で、議長よろしいですかね。これに関連したことで、ちょっと質問させてください。

議長（伊藤 嘉起君）

どうぞ。

20番議員（成田 義之君）

課長知ってみえると思うんですけども、東海理化が解体されて更地にされて、将来計画をどうするかということを今、御検討しておられると思うんですけども、東海理化の発祥の地で地元にも貢献したいという企業でありますので、市があそこの土地をお願いして、何か清須市のためになる施設を造っていただくなり、例えば、公園でも結構ですよ。児童館とか子どもの遊園地でも結構ですけど、地元の協力していただけるようなことを東海理化さんに申し込まれるというお考えはないですかね。どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいまの成田議員の質問は通告に入っておりませんので、当局、答えられるなら簡潔にお願いいたします。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今現在はそういった計画はございません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

要はね、計画じゃなくて、地元貢献しようということに向こうが計画しているんだよね。やっぱりああいう立派な会社だから、東海理化の発祥地の土地だから地元貢献したいという意向を持っておられるもんですから、市がお願いに上がらなきゃ動かないと思うんですよ。だから僕の質問は、動かれるか、お願いに上がられるということを検討されるべきじゃないかと思うんですけども、総務部長でも結構です。どう思われます。一度お願いに行かれるだけでもいいんじゃないですか。清須市のために何か、市民のためのものをこの土地を再利用していただくというお願いをされるということはいかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

ただいま成田議員のお話、私、詳しく存じ上げておりませんし、中身についても全く承知しておりませんので、その話については、この後どういうものなのかしっかり確認して対応したいと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

こんな大きな問題を職員の人は誰も知らないってことだね。石田部長も知らないね。そうかね。これみんな話題になっとるわね。市民の方はほとんど知ってるわね、私が知っとるぐらいだから。そうかね。そんなもんかな。

いいです。分かりました。

機会があったらそういうことも隅のほうで考えてください。

次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に4の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

4の質問について御答弁させていただきます。

市所有の普通財産のうち利用用途がない未利用地は、令和4年度末時点で9筆で約1千200平方メートルでございます。

また、市及び県などが行う事業用地取得に伴う代替予定地として保有している土地は、13筆で約6千800平方メートルです。

さらに、地区集会所用地などに貸し付けている土地は、97筆で約1万5千600平方メートルです。

次に、過去3か年度における売却私有地は27筆で約2千200平方メートルであり、そのう

ち代替地として売却した土地は4筆で約800平方メートルでございます。

未利用地及び代替用地につきましては基本的には売却を前提に推進してまいりますが、売却までの期間につきましては、工事等の資材置き場・駐車場等で貸付けをするなど有効利用を図っております。

今後も引き続き、県及び市事業の事業進捗に合わせて代替地の売却及び貸付けを含め、財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。再質問させていただきます。

市が市有地を貸してみえるところというのは何筆ぐらいあるんですか。分かったらでいいですよ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

97筆で約1万5千600平方メートルでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

97筆も貸してみえるわけ。件数にして何件分になるんですかね。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

すみません、件数については把握してなくて、筆と面積は集計を出している状況でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

貸してるということは売れないわけ。貸してるということは借り手があるということだから売れるんじゃないの。その辺どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

大体大きなところだと、やっぱり地元で貸しているという土地が多いものですから、売るといえることはないんですが、ただし、先ほどちょっと答弁させていただいたように、今後、利用目的がなく、駐車場とかで借りたいとか、狭小地とか、これは1筆では売るのは狭すぎるのかなど、そういうような土地についてはお声かけ等はさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

役場の職員さんには申し訳ないけども、売買するのは本業じゃないから、こういうことこそ民間委託で売られたらどうかと思うんですけど、そういうお考えはないんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今のところそういった売買についての民間委託というのは考えておりません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

何で考えてみえんわけ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

確かに、今現在、県とか市の大型事業とかが進んでおりまして、代替予定地の確保をしている状況でございまして、今後そういった大規模な事業がなくなれば市の保有資産とかはそれほど必

要ないと考えておりますので、将来的にはそういったことも含めて検討していかなければならぬ
いかなとは思っておりますが、今はそういったことで考えはないということでございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

私の質問が悪かったけど、あなたが今おっしゃったように、小さい土地とか三角の土地とか売りにくい土地とおっしゃったもんですから、売りやすい土地は誰でも売れると思うんですよね。だから僕が質問するのは、売りにくい土地を民間の業者に任せて処分されれば固定資産税も入ってくるから、いかなもんかということをお聞きしたんだけど、その辺のことについて御返答願えませんか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

確かに、売りにくい土地というのもあるんですが、まず、隣接の方にお声かけする等を優先させていただきますので、今後そういった委託等は考えていきたいとは考えております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

今後は民間委託も視野に入れていきますよという答弁でよろしいですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

そういったことを含めて考えていきたいとは考えております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

考えるんじゃなくて、やるのかやらないのか返事をお願いします。考えるのは誰でも考える。だから、やっていくのか、やらないのか、二者択一で答弁をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

確かに、財産を少しでも減らして市の財源確保に努めるというのは、市議が言われるように、そういったことをすることによって財源確保ができると考えておりますので、確かにそういった困難な土地については、今後、専門家の知識を採用して少しずつ進めていかないかん問題だと捉えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

役場の職員では僕は難しいと思うんですよね。売りにくい。だから、やはりそういうときこそ民間のノウハウをお借りして、全部じゃないですよ、売りにくい土地で困っているような土地はね、やはり彼らは知恵があるから、そういう知恵を利用してやられるといいんじゃないかと思うんですけどね、私も調べたら結構あるんですよ。旧清洲地区でも多いね。

例えば、一例を言うとね、今現在、民間の人にお貸ししている土地がありますわね。さっきおっしゃったのは、字に貸してるよと。だから、どうしようもない。これは確かにそのとおりだと思う。そうじゃなくて、民間に貸してみえるところがありますわな。これは何で民間に貸してるの。その辺お聞かせ願えませんか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

当面の間、具体的な利用がないときに限りまして、そういった申出があった場合にお貸ししております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

極端に言いますと、私の字は旗本ですけども、旗本にもそういう土地が2筆ありますよね。私が借りたいと申入れすれば、すぐ貸していただける、そういうことですか、課長さん。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

確かに、利用用途とか期限とかを確認しまして、条件が合えばそのときはお貸しすることになると思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ということは、民間の人にもお貸ししますよというふうに聞こえますけど、そういうことですね。

例えば一例を挙げますね。これあんまり言いたくないけども、例えば、一場の県道沿いに元ポリボックスの駐車場がありましたよね。あれはたしか民間に貸しておられて、民間は誰に貸してみえるか僕、知りませんが、ひょっとして又貸して、市の土地を利用して利益を上げるっていうことは許されるべきことかどうかお尋ねします。課長、答弁をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

第三者への又貸しは約束違反というか、契約違反だと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

それは調査されておられますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

利用用途については駐車場ということで申請いただいておりますので、そういった現状の調査はしておりますが、確かに第三者とか、そこまではさすがに追跡調査はしておりません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

難しい問題ですけども、そういうことをネタにして第三者に貸して利益を得ている方がみえると、一般の納税者にとっては不都合な話じゃないかと思うんですが、調査をされるべきではないかと。

僕が知ってる限りでは個人の方に貸してる場合は五、六件あります。清洲にもあります。民間の不動産屋でも1年に1回は状況調べをやっていきますから、そういう調査をされるべきだと思うんですけども、そこまでは手が届かないから必要ないと思われておるのか、1年に1回ぐらい調べたほうがいいかというお気持ちがあるのか、最後にその辺のところをお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

確かに、更新時の際にはそういったことで調査はしていかなければいけないのかなとは思っております。以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

要は、思っておられるだけです。その辺は曖昧な答弁だけど、一応確認だけされたらどうですか。更新のときに、議会でこういう発言があったから、そういうことはありませんわねという念押しだけのことで、私は当然やるべきだと思うんですよ。一遍調査されると、あらっというところが出てくると思うんですよ。それ以上のことは言いませんけども、不公平があつてはい

けませんので、ぜひ、更新のときに念押しだけしていただくことをお願いしていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

次に、富田議員の質問を受けます。

富田議員。

< 7番議員（富田 雄二君）登壇 >

7番議員（富田 雄二君）

議席7番、清政会、富田雄二でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私からの質問は大きく分けて2点、まず1点目、本市の特別支援教育についてでございます。

障がいの有無等にかかわらず、全ての人々が積極的に社会参加、貢献できる社会である「共生社会」の実現を目指し、障がいのある子と障がいのない子が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のためには、特別支援教育は必要不可欠なものであります。

特別支援教育では、障がいのある子が一般的な教育制度から排除されず、自分が生活している地域で教育の機会が与えられ、また各自治体においては、個人に必要な「合理的配慮」を提供することが義務化されています。「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されております。

また、障がいのある子の学びの場については、障がいのある子の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった多様な学びの場が整備されています。

文科省によると、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒は、令和4年度で約3万3千人（平成24年度の約2.1倍）、通級による指導を受けている児童・生徒は令和2年度で約16万3千人（平成24年度の約2.3倍）と報告されております。少子高齢化が進む一方で、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒は、医療の進歩、また特別支援教育への理解が広がったことなどにより、年々増加している現状であります。

本市においても、特別支援学級に在籍する児童・生徒は平成30年で88人、令和5年で131人、通級教室で指導を受けている児童・生徒は平成30年で55人、令和5年で77人となっており、年々増加傾向にあります。

先の6月議会においては、「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」が全員賛成によって可決されたところであります。

こうした現状をふまえ、本市の特別支援教育の今後の取組について、以下質問をさせていただきます。

- ①就学相談のプロセス及び保護者への情報提供はどのようにされていますか。
- ②本市の特別支援学級、通級教室の設置状況及び担当教員の配置について。
- ③特別支援学級と通常学級の交流、共同学習の状況について。
- ④「合理的配慮」として具体的にどのような支援、配慮を行っていますか。
- ⑤特別支援教育支援員の配置について。

大きく分けて2番、がん検診の受診率向上についてでございます。

今日では日本人の2人に1人が、がんになり、3人に1人が、がんで亡くなると言われています。がんの死亡率を下げるためには、がんの早期発見、早期治療が大切で、そのためには、がん検診の受診率向上が重要であります。

がん検診を市町村で受診する人、職場で受診する人、人間ドックなどで受診する人など、検診を提供する機関は多数存在していますが、市町村の国保加入者の受診率が医療保険種別に見た場合、一番低いと言われております。本市においても、国保加入対象者に対して、広報・ホームページ及び公式LINE等で、がん検診の受診を促してはいますが、コロナ禍において集団検診を縮小したことなどにより、受診率が低下している現状であります。

そこで、本市のがん検診受診率向上に向けての取組についてお伺いいたします。

①本市では集団検診と個別検診を実施しておりますが、それぞれの受診状況、また個別検診を推奨しているとのことですが、その理由をお聞かせください。

②受診率向上には個別の受診勧奨、再勧奨が効果的ですが、本市として取り組んでいることはありますか。

以上でございます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

1の①の質問についてお答えさせていただきます。

相談プロセスは、希望される保護者と学校教育課で面談日を決め、その後、保護者・幼児・学校教育課担当2名で面談をいたします。後日、小学校の通常学級と特別支援学級の見学を保護者・幼児・各学校担当者・学校教育課担当で実施しております。

就学相談に関する保護者への情報提供は、毎年4月下旬、翌年4月に小学校に入学予定の幼児の全ての保護者に入学祝い品、ランドセルの事前お知らせに就学相談の案内を同封しています。また、8月中旬発送する就学児健診の通知書においても就学相談を記載しています。特別支援学校で行われる教育相談については、広報紙で周知しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今お聞きしたプロセスの中では保育園とか幼稚園という名前が出てきませんでしたが、これらの連携、関わりというのはどうなってるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

毎年6月末に、来年4月就学予定者が在籍する保育園等から、就学時健診の事前調査を行う際に保育園等から少し気になる子の情報の提供があります。それを元に7月下旬に学校教育課担当者が市内の各保育園を訪問し、園長との面談や園児の観察等を行います。

私立の幼稚園等に関しましては、9月以降に訪問する予定です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、保育園などにも出向かれて連携はされているということでございますが、今言われた気になる子、そういう子がその後どの学びの場に就学し、どんな学校生活を送っているのか、これは

保育園の園長先生とか、担任の先生もまさしく気になるわけなんです。

ゆめのもりこどもえんの園長さんに私お聞きしたんですけど、お子さんのその後については、特別支援学校からはそのお子さんを見に来てくださいよというような案内が来るそうです。ただ、本市の特別支援学級からそういった案内がなく、非常に残念だというようなことをおっしゃられておりました。そうした就学後のこういう連携も、私、大事だと思いますので、配慮されてはどうかと思います。

それと、もう一つ質問ですが、本市は来年4月に、こども家庭センターが設置される予定ですが、今質問した就学相談に限らず、教育全般に関して本当に気軽に相談できるような場所がございません。本庁の学校教育課の窓口に出向いて相談に伺うというのは非常にハードルも高く、気が重いものでございます。近隣市町には教育センターというようなものが設置されているところもございます。本市も将来的にそんなセンターを設置する考えがあるかどうか、お伺いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

就学移行期の本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学びの場を検討する必要があるため、就学相談の体制を整備する必要があると考えます。具体的には、定期的な就学相談の相談日を設け、広報紙やホームページで周知を図りたいと考えます。

また、就学相談以外の教育への相談につきましては、他の先進自治体の事例を研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

特に障がいのある子の保護者の方というのは、非常に子どもの将来に対して不安を持っているわけなんです。いろんな悩みも持たれております。本市には幾つかのボランティアのグループがありまして、そこで情報交換とか講演会を催したりしてそういった開催を行っておりますが、私は、こうした保護者を支援することが本当に子どもの支援につながるというふうに思っております。

す。これは行政の役目じゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、今後、御検討をよろしくお願いいたします。要望だけにいたしておきます。

2番、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。1の②の質問についてお答えさせていただきます。

特別支援学級は、小学校30学級、中学校9学級設置しており、各学級に1人担当教員を配置しております。

通級教室の設置状況は、各学校に1教室ずつ設置しております。また、担当教員の配置は、小中学校12校で5人を配置しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、通級教室の方は12校で5名の配置ということでお聞きしましたが、つまり1人で2校ないし3校を担当してるわけですね。しかも、担当学校に巡回しなければならないということです。この通級を担当する教員というのは非常に専門性の高い知識や経験が求められ、重要な役割を担っております。たしか、国の基準では、児童生徒13人に対して1人の教員の配置ということになっておりますが、本市はこれ5人で77人ですか。単純に割るとオーバーしてますよね。これは国の基準をオーバーしとるわけですけど、このあたりの説明をいただけますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

清須市における通級の教員の配置人数は、前年度に県へ提出する通級調査と県の人件費を元に、県が毎年2月に決定するものでございます。調査時点よりも、当該年度の通級の児童生徒数が増加したためと考えられます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

当初よりも多かったと、見込みのこともあると思いますが、結果的に、児童生徒1人あたりの時間数を減らすことになって質の低下にもつながると思います。ぜひとも適正な配置をお願いします。

それと、そもそも特別支援学級の担任、また通級教室の担当教員というのは誰が任命されるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

特別支援学級の担任は、各学校の校長が任命しています。通級教室の担当教員は、教育委員会で任命しています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

昨年の文科省の検討会議で、全教員が採用後10年目までに特別支援学校及び特別支援学級を複数年経験すること、また、管理職の任用にあたり特別支援教育の経験を考慮すると、そういったことを報告書にまとめたというような新聞記事を私、拝見しました。

さらに、その記事には、2021年度の全国の小中学校の校長で、特別支援教育を経験していない人、7割以上もいると、そういうふうに書かれておりました。つまり、校長自身が障がいのある子どもの教育に関して知識が乏しいということです。

ある保護者の方に聞いたんですが、過去の話になりますが、ある学校で、普通級の担任で問題があった先生が、支援級の三、四人のクラスだったら担任ができるだろうということで支援級の担任を任されたそうなんですが、その支援級に通っていたお子さんが不登校になり学校を辞めたと、そんなことがあったというようなお話を聞きました。やはり校長自身が特別支援教育を正しく理解し、リーダーシップを発揮することが重要であり、校長の考え次第でこんな障がいのある子の支援の仕方が左右されることは私はあってはならないと、そんなふうに思います。教育委員会としても管理職を含めた研修の実施であるとか、校長会等がございますので、そういったと

ころでの情報交換、また意思疎通をしっかりと進めていただきたいと要望いたします。

次の質問をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。1の③の質問についてお答えさせていただきます。

小学校1年生は保護者と相談し、音楽・体育・生活・図工などの教科を共同学習として行っております。

2年生以降は、児童が受けられる教科を保護者と相談した上で、年間教科授業数の半分を超えない範囲で共同学習として行っています。

そのほか運動会・学習発表会・校外学習などの行事等で交流をしています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

昨年、文科省は、特別支援学級に在籍する児童生徒について、通常学級で学ぶ時間を週の授業の半分以下にするよう通告を出しました。今の答弁で、本市も交流級が半分を超えない範囲で実施しているということで国の要請に従っているということは理解いたしました。これにはインクルーシブ教育の理念に逆行してるんじゃないかと、そんなような意見もございます。私は、半分にこだわることなく、その御本人にとって本当に居心地がよく、自由に行き来ができる環境をつくるのが一番望ましいことと思います。

これは私事になって申し訳ないんですが、私の姪の子ども、現在、春日小学校の5年生で、身体クラスの特別支援学級に在籍しております。それで、今年から通常学級とフロアを一緒にしていただきまして、交流とか共同学習もそうですが、休み時間なども自由に友だちが行き来できて、以前に比べて友だちも増え、本当に以前は学校に行くのを非常に渋っておって、なかなか休みがちだったんですが、今では学校に行くのが楽しみになって喜んで行っていると、親も非常に喜んでおります。このように、支援教室と通常教室のフロアを一緒にするというようなことも合理的配慮の1つだと思えます。

次の質問をお願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。1の④の質問についてお答えさせていただきます。

児童生徒の個々の障がいの症状に合わせて、児童生徒・保護者・教育委員会で相談して必要な配慮を行っています。

視覚障がいのある子には廊下側の前方に席を配置し、教室のカーテンは照度調整のためカーテンを使用しております。

聴覚障がいのある子は、教室前方かつ難聴が軽度の方の耳の聴力を生かす側に席を配置しております。

肢体不自由のある子には、移動距離を短くするため、教室をできる限り1階に配置し、車椅子で廊下を安全に移動するため段差をなくしています。また、昇降機またはエレベーターの使用も可能な学校もあります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

合理的配慮というのは冒頭にも私、示したように、過度の負担を課さないものと、こういうふうに定義されておるわけですが、財政上、特にこうした施設整備の面で一体どこまで行うのか、線引きが非常に難しいと思うんですよね。そのあたりのお考えがあればお聞かせ願います。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

平成23年の障害者基本法改正において、可能な限り、障がい者である児童および生徒が、障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等、必要な施策を講じなければならないとありますので、そのような整備を実施していきたいと考えております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

一般論の答弁だと思いますが、仮にも質問させていただきますが、例えば、複数の車椅子が必要な子どもさんが複数の学校に同時に入学といった場合、本市の中には給食用のエレベーターが使用できないような学校もありますが、その全部の学校に先ほど言われた昇降機なども含めてバリアフリー等の環境整備を全部されるのかどうか、それとも、うちの学校ではできないから、よその学校へ行ってくださいよとか、そういったことを言われるのかどうか、それをお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

基本的には、8校全てに同じ整備を実施しなければと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

富田です。

そういう要望があれば、全部合理的配慮として対応していただけるということによろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

議員おっしゃるとおりでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

富田です。

分かりました。

心強い答弁ありがとうございます。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の⑤の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。1の⑤の質問についてお答えさせていただきます。

配置の基本方針は、小学校・中学校ともに各校1名ずつ配置し、支援対象者によって加配をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、本市の配置の基本方針は、各小中学校に1名ずつということですが、国の方は、令和4年度では、全国の公立の小中学校で約5万8千人の支援員の経費を地方財政措置、いわゆる地方交付税の中に組み込んでおります。本市の支援員の人数が近隣市町に比べて決して少ないというわけではありませんが、支援員の仕事というのは本当に多岐にわたっておりまして、日常生活の介助であるとか学習活動上のサポート、また、例えば、授業中に奇声を発して授業を邪魔するようなことがあれば支援員の方が別の部屋に連れて行かれてクールダウンさせるとか、そういったことで非常に仕事が多岐にわたっております。

今回、この一般質問をするにあたって、学校関係者であるとか父兄の方、先生も含めてですけど、いろんな方にお話をいただいて、行政に対して何か要望はありますかというようなことを聞きましたら、全ての人が口をそろえて、支援員の人不足しているということをおっしゃられておりました。

現状で支援員の方というのは、通常学級に在籍している発達障がいの子への対応が主でありまして、特別支援教室での支援までは手が回ってないんですね。そのため、手の空いている教員とか教頭をはじめとする管理職の人が支援に入っているような状況であるとお聞きしました。本市として支援員の数を増やすというような考えはございませんか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

特別支援教育支援員は、特定の児童生徒の支援だけではなく、学級の中に入り複数の児童生徒

への支援に当たることもございます。支援員の配置は、令和4年度、小学校12名、中学校4名配置をしました。令和5年度は、小学校14名、中学校5名配置をし、小学校で2名、中学校で1名増員しています。今後も各校からの要望に応じることができるよう、学生ボランティア等も含めて検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、学生ボランティアというお話も出ましたが、私、支援学級で担当していた先生にお話を伺ったんですが、支援員ではなくても、例えば特別支援教室の片隅にお年寄りの方がポツンと座っているだけでも子どもさんは落ち着いて学習ができると、そんなようなことも言われておりました。こうした現場の声を本当に受け止めながら、本市の特別支援教育の充実を今後も図っていただきたいと、そういうふうに思います。

大きく分けて2番、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

2の①の質問に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。2の①についてお答えいたします。

がん検診受診者のうち集団検診と個別検診の受診割合は、個別検診で胃がん検診、乳がん検診については約2割、子宮がん検診については約3割、肺がん検診、大腸がん検診については約4割の方が受診しています。

個別検診の推奨理由としては、御自身の都合に合わせて受診日や医療機関を決めることができるなど、市民の利便性の向上を図ることを目的としています。

また、新型コロナウイルスの影響で集団検診の実施が厳しい中、個別がん検診を実施することができました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今言われました受診状況を聞きますと、本市では集団検診の割合が高いように思います。本市には大きな病院がないということも1つの要因なのかなというふうに思います。

それとですね、個別検診を推奨している割には、本市の個別検診の指定医療機関を見てみますと、肺がん・胃がんについては受診できるところが限られております。特に、胃がん検診は、旧清洲地区では受診できることはありません。こういったものが広報の方に入ってきてあるわけですが、これを見ると、肺がん・胃がん、受けるところが限られとるんですね。個別検診の受診率向上を推奨しとる割には、こういったように、各指定医療機関での検査項目が限られとると、少ないということで、受診率向上にはつながらないんじゃないかなと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

個別検診につきましては、特に胃がん検診について、毎年、西名古屋医師会の医師を委員として胃内視鏡検診運営委員会を開催し、御意見をいただき御協力をいただいているところです。今後も医療機関と連携を図り、受診しやすい体制を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

ぜひともその辺のところをよろしく願いいたします。

それと受診料の件ですけど、厚労省が世論調査を実施したところ、がん検診を受けない理由、第1に受ける時間がない、次に、健康に自信があって自分は必要性を感じないと、そしてまた、費用がかかり経済的にも負担になるといった理由を上位に挙げております。本市でも、胃がん検診だけを取っても、個別検診では集団検診よりも自己負担金が2千400円も高くなっております。やはり経済的な負担を考えた場合、補助額をもう少し上げてもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

胃がんの個別がん検診につきましては検査費用が高いため、集団検診に比べて自己負担金が高い状況があります。他市町の状況、また受診率を精査し、検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

以上、私が言いました2点ですね、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の②の質問に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。2の②についてお答えいたします。

個別の受診勧奨の取組としては、20歳と40歳の節目年齢の女性がん検診無料クーポン券と検診の案内を個別通知しています。また、清須市国民健康保険特定健診受診券を個別通知する際、がん検診の受診勧奨もしています。

そのほか受診勧奨の取組として、毎年広報4月、5月号には、がん検診受診勧奨のチラシを折り込み、本年度においては、7月に国民健康保険加入者の35歳の女性の未受診者へ個別に受診勧奨を実施いたしました。

また、9月には50歳の国民健康保険加入者の未受診の方へ個別に受診勧奨を予定しており、受診率向上に向けた取組を行っていきます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

本市は、特定健診とがん検診を同時に受けられるということで大変ありがたい制度でございますが、特定健診受診券が個別に送られてはきますが、がん検診の受診勧奨先ほどされてると言われてましたけど、これ私のやつ持ってきたんですけど、これを見ますとですね、これが個別の受診勧奨になるかどうか分からないですけど、がん検診は申込みが必要ですよ、がん検診と同日に特定健診ができますよと、そういったたった2行だけで書かれておるだけで、私は、個別の受診

勸奨にはつながらないんじゃないかなというふうに思いますが、もう少しがん検診に対しての必要性であるとか、意義であるとか、そういったような明記が必要なんじゃないかなというふうに思います。

厚労省の調査でも、全国の約80%の自治体が個別の受診勸奨を実施しておると報じております。その方法としては、今言われた対象者個人に郵送で個別通知、また電話での個別通知、さらには職員による戸別訪問などにより周知を促す自治体もございます。本市は、先ほど言われた特定の年齢の人のみ個別の受診勸奨を行っているということですが、国保加入者全てに受診勸奨となると、台帳の作成、また管理が必要となってきます。しかし、台帳を作れば再勸奨にも、つながることができ、私は、受診率の向上につながるんじゃないかなと思われま。これは財政的なもの、職員のマンパワーが必要ではございますが、そういったことを期待しまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、富田議員の質問を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

（ 時に午前10時43分 休憩 ）

（ 時に午前11時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、齊藤議員の質問を受けます。

齊藤議員。

< 3番（齊藤 紗綾香君）登壇 >

3番議員（齊藤 紗綾香君）

議席3番、清政会、齊藤紗綾香です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私の質問は、本市における子ども・子育て支援の展望と持続可能な財政調達についてです。

「2030年代に入るまでのこれから6年から7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスです。」という本年3月の岸田総理の発言からも分かるように、少子化が及ぼす社会的な損失は非常に大きく、「人への投資」というキーワードがクローズアップされてきていま

す。

少子化に歯止めがかからないのは、日本のこれまでの社会構造や人々の意識に根差した要因が多岐にわたり関わっていることもあり、家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくらなければならないとされています。これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加して、社会全体の構造や意識を変えていくことも重要な要因であると思います。こうした観点により政府は「こども・子育て支援加速化プラン」を打ち出し、こどもまんなか社会に向けた社会全体の意識改革への具体策についても掲げました。

一方、地域再生計画によると、本市における2008年から2012年の合計特殊出生率は1.63となっており、全国平均や愛知県平均と比べると高い水準にあると言えます。しかし、日本の人口を維持するための指標である人口置換水準の2.07を下回っていることから、少子化に歯止めがかかっていないことが分かります。

政府は、この加速化プランで「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の政策について今後3年間集中的に取り組んでいくとしています。2030年という転換期が明確になっている以上、本市としても国や県の動向を見ながら進めていくのではなく、率先して進めていくべきだと思います。

しかし、何かを行う際には財源が必要になります。国は2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指すとし、「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに安定財源を確保するとしています。また、その間に財源不足が生じないように、必要に応じたつなぎとして、こども特例公債を発行するとまで明言しています。

本市において、現在できることとすれば地域の活性化や経済的な恩恵を生むプランを策定し、官民の連携を推進することで持続可能な財源を確保する手段を模索し、長期的な視点での実現、安定的な財源の確保ができるような未来志向の施策が必要だと思います。

そこで、以下お伺いします。

①本市においてこれから策定される「第3期子ども・子育て支援事業計画」がありますが、政

府の掲げる加速化プランをどう捉え、それを踏まえた上での具体的な方向性や案をお聞かせください。

②子育て支援は先行投資との国の考えがある中、子育て世帯、子どもたちが安心して暮らせる社会の好循環を生む必要がありますが、本市としてさらなる支援を行うために、持続可能な安定財源確保に向けた方策はどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、①の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長吉野でございます。

①の質問についてお答えさせていただきます。

第2期子ども・子育て支援事業計画は令和2年度から令和6年度までの計画期間となっているため、現在、令和7年度から新たに始まる第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところでございます。

計画策定のスケジュールといたしましては、令和5年度中に市民向けアンケート調査を実施し、令和6年度において、アンケート結果を基に教育・保育の提供量等を検討し、パブリックコメントを経て、市民の皆さんの意見を反映して今後の清須市の子ども・子育て環境について整理をしていく予定です。また、国が掲げている加速化プランは、若者や子育て世代を個々に支援していくことにより、少子化に歯止めをかけるための施策だと認識しております。

第3期支援事業計画の方向性といたしましては、アンケート調査による市民ニーズを基本とし、今後、国から示される予定のこども大綱にできる限り沿った計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

齊藤です。

アンケートはランダムに行われると思うんですけども、通常、大人が回答するのかなと思います。政府は、当事者、子ども・若者の声を積極的に今取り入れていると思いますけども、本市

として子ども・若者向けのアンケートができるのか、もしくは子ども・若者が回答してくれるような質問形式にするのか、そういうお考えがあるのかお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート調査につきましては、基本的に、国が示す指針に沿って、保護者に対して保育や子育て支援に関するニーズ量を把握するものだと認識していますので、0歳から小学6年生までの保護者を対象にアンケート調査を行う予定をしております。そのため現時点では、お子様がアンケートにお答えいただくことは予定しておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

国が示す指針によってという理由があるのではないと思うんですけど、パブリックコメントが市民の方からの幅広く御意見をいただく方法なんだろうと思いますが、これはメールとかファクスとか回収箱とかでいただく感じのようですが、例えば、第2期清須市子ども・子育て支援事業計画の際、意見提出件数が4件なわけです。これは幅広く御意見いただいているということにはならないと思うんです。周知の問題もあるかと思うんですけど、ホームページや広報に一方的に載せるだけでは、よっぽど興味・関心がある方じゃないと気がつかないだろうなと思いますし、子ども・子育て支援事業計画について御意見をと言っても、そこに意見をすることがハードルが高いんじゃないかなって感じます。

私として率直にお話させていただくと、私は子どもと若者との意見交換を市長はじめ市の職員がしてほしいわけなんです。それをして、そこから出た課題解決に対して投資をしてほしいわけなんですけれども、これは福祉だけじゃなくて教育と福祉の問題になるので、連携がやっぱり必要になるかなと思うんですけど、昨年質問でも、子ども・若者と意見交換をしてほしいとお伝えしています。こども大綱に沿ったとおっしゃるなら、なおさら、こどもまんなかフォーラムのように、直接、子ども・子育て当事者と意見交換をするべきじゃないかなと思っています。

この先、清須市に住み続けるとか、子育てをここでしていてもいいなと感じてもらえる世代が、今の若い方だったりお子さんだったり満足度が得られないと、ここに定住してもいいかなと

いうふうにならないと思うので、結構重要な問題だと思います。

それですね、皆さん、課長さん、部長さんなり、当然この議会だよりというのを御覧になっていると思います。その裏に今回は小学生の方から市に望むこととして掲載されているんですけども、その中のお一人の方の作文を読ませていただきます。

「私が市に望むことは、子どもがいる家庭やひとり親家庭など、みんなが過ごしやすくなるような施設をつくることです。例えば、子どもが安全に遊べる広いスペースとたくさんの絵本や遊具があるこども家庭支援センターを設立することです。親同士がいろいろ話せる交流会や様々な相談ができる場があれば、皆の心がとても軽くなると思います。また、休日など、子どもを一時的に預かってもらえれば悩みや苦勞が少しでも減り、心に余裕が持てると思います。さらに、小中学生が下校後に利用できる無料の学習を教えてもらえる塾を開設すれば、子どもが家で一人になる時間が減るのではないのでしょうか。このように、大人も子ども安心して快適に生活できるような市になることを望みます。」、小学校6年生のお子さんが市に望むこととして提出されている文なんですけれども、加藤部長、御覧になっているということだったので、今、このお子さんの話を聞いて、率直にどのように感じたか伺ってもよろしいでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員のおっしゃられました議会だよりにおいてですね、小学生が望むことについて、本市の子育て支援対策について掲載されたことについては承知はしております。こういう計画を策定させていただくときに必ず事前に皆さんのほうにアンケート調査をさせていただいているとこなんですけど、この2期計画をさせていただくときにつきましても、前回アンケート調査をさせていただいております。その中でも、やはり今回掲載されておりました子育て相談支援であったりとか、安心して遊べる場が望むという御意見があったことは十分承知しております。

今現在、本市の取組といたしましては、親子で遊ぶ提供としましては、児童館とか子育て支援センターの方で子育て講座というものを行っております。その中で親子ヨガであったりとか、親子でいろんな遊ぶ事業の方を行っております。そういう親子で遊んでいただく中で、親子間の交流であったりとか、現在、不安を抱えている親御さんがそれぞれ意見交換をすることによって、少しでもそういう相談が解消していくっていうんですかね、あとは今、子育てされて見えてると

ころで見ていることに関してリフレッシュができる場だと思っております。

ただ、子育て支援センターとか児童館につきましては、どうしても児童館につきましては8館、子育て支援センターにつきましては、御存じのとおり保育園のほうに4か所ということで、中学校区に1か所しかないこともありますので、どうしても規模的なこともあって、開催できる回数であったりとか、参加できる人数のほうに限られているところでございます。

相談ということで一言言わせていただきますと、相談支援体制につきましては、本市は子育て世代の包括支援センターというのを子育て支援課と健康推進課の方にコーディネータとコンシェルジュというふうな配置をさせていただいてまして、不安を持つお母さんがあったりとか、育児にいろいろ御相談があったときに対応させていただいて、私どものほうとしましては、出産期から切れ目のない相談支援の体制を行っているところでございます。

今年度、次期子ども計画を策定するにあたりまして、就学前児童とか小学校にみえる御家庭に対して、先ほども課長が答弁させていただきましたように、アンケート調査を実施させていただきますので、策定中に行います子育て団体のところで、ワークショップであったりとか、グループヒアリングのほうを行わせていただきたいと思いますと思っておりますので、そういう中でいろんな御意見をいただきながら、しっかりと安心して子育てができる体制づくりを本市で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

たくさんお話していただきましたけど、施策の内容とかが低年齢のお子様向けだったり、低年齢のお子様を持つ親子向けだったり、今回、小学校6年生のお子さんが感じたことをこういった作文にしてるんですけど、子どもとか若者とか、そこを育てている保護者の方たちの心を満たすというのも大事なことなんですけど、子ども・若者に対して、年齢が低いお子さんに対してしかいろんな施策がないと思うんですけど、その辺、子どもが感じてることを言葉にしたというところに対してもう少し目を向けてもらったり、そこに關心を持ってもらって対話していただいたりということがすごく大事だと思うんです。だから、このこども大綱をつくるに当たって、こどもまんなかフォーラムというのを開催しているのも、小学校のお子さんだったり、中・高・成人している人だったりという、幅広い、そのときどきの方たちのお話を聞くからそれが取り組

めてつくっていけるという大前提があると思うんですけど、清須市って子ども・若者というところと直接的にお話しするという機会がない。そこを考えてくださるという施策が薄いように感じるんですけど、その辺どうでしょう。今後考えていただけるのか、そんなことはないよ、清須市にはこういうものがあるよというふうにお伝え願えるのか、どちらかで。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員のおっしゃられる小学生の児童だったりとか中学生のお子さんですね、そういう方の御意見をいろいろ反映する機会、場を設けるということに関しましては、私どもだけではなくて学校教育課の協力のほうも必要になってくるかと思っておりますので、また一度、教育委員会とか含めた形で連携を図り、どのような形でできるかも含めた形で、また調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

調査・研究、ありがとうございます。

子どもが日常にないこととか自分の身の周りがないことを急に感じるということはないと思うんです。その子が直面している日常がそこにあって、自分の周りにいる大人がこう感じているんだろうなというところを察知して感じたことをこうやって述べてくれていると思うんです。でも、この先、この子たちが社会を支えていくという立場になっていきますし、安心して暮らせるという市でないといけないんじゃないかなというふうに本当に思っています。だから、そこは子どもたちの言葉を真摯に受け止めていただきたいなというふうに思っています。

2に移る前に確認なんですけれども、令和5年度中に市民向けアンケート調査を実施とのことでしたが、今9月です。子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

第3期事業計画の現在の進捗状況でございます。

7月中旬から8月中旬にかけてプロポーザルを行いまして、業者のほうが決断しまして、8月21日に業者と契約を締結したところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

まだ具体的にこの質問の内容とか、そういうものは決まっていないという状態、何も決まっていない白紙の状態ですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

そのとおりでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

国の指針を取り入れていくというのも非常に大切なことだと思いますが、まず待っているだけではなくて、清須市が何ができるのか、市民のニーズに応えるためには何が必要なのか検討・準備していくことが大事なのではと思っています。私たちが暮らしているのはここ清須市なので、清須市がどうするべきかということのを常々考えていただきたいなと思います。

いつも感じていることなんですけども、結局、人手不足が関わってきていると思われまので、人手不足を解決しないと、私たちがいろいろ要望をお伝えしてますけど、何も生まれないし、何も進まないんじゃないかなというふうに思います。

2番に続くので、2番の御回答をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、服部財政課長、答弁。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

今後、清須市においても人口が減少し、人口構成比でも15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれており、地域社会の中でも様々な影響が懸念される中で、少子化に歯止めをかけることは喫緊の課題と考えております。

この課題に対して、市では定住する若い世代の増加や市の強みを生かした地域経済の活性化などを目標に置いて、区画整理などの基盤整備や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた取組を推進しており、予算編成においては予算を重点的に配分しているところです。

こうした取組が歳入の根幹である市税の安定的な確保につながり、それを新たな課題に対応する施策の財源とすることで、まちの持続的な発展を実現する好循環を生み出すことができると考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

今あるものの形を変えていったり、そこからお金を生み出すというのも必要ですし、それも先ほどいろいろと難しそうなお話をされていらっしやいましたけど、生み出し方の発想をプラスアルファしませんかという御提案というかお話なんですけれども、要は、先行投資と先ほども言いましたけど、投資をしてもらいたいなと思っていて、例えば、今おっしゃったまち・ひと・しごと創生総合戦略にある基本目標の1、定住する若い世代を増やす、私も同感ですけど、だからこそ1で言ったように、直接、声を聞いた中でチャレンジも出てくるかもしれないんですけど、そこに先行投資をする。しかし、そのためには人が要る、そこへの思い切った人への投資というのが本当に必要なんじゃないかなと思っています。

現状こちらから見ても、職員さん、プラスアルファの仕事がやっぱり難しいんじゃないかなと感じていて、時間に余裕がないっていうのも感じますし、保育士問題、教員・職員全てにおいて人が足りない。やっぱり人に投資をするっていうのはすごく大事で、必要なんじゃないかなと思います。本当にこうやっていろいろ要望を伝えても、逆にお忙しいのが分かっているので、難しいかなと思ってしまったり、そんなことを思っちゃいけないんだけど、やっぱり思ってしまったり、人手不足を解決しないと何も進まないよねと思ってしまったり、市民の方からも本当に人にお金を使って欲しいというのはよく聞くんです。窓口の対応が悪いとか、そういうこと

ではなくて、お金を使って、ちゃんと資格のある人を入れてほしいとか、対応してほしいとか、そういう思いが市民の方にもあって、でも、このままだと市民満足度が得られないんじゃないかなと思います。

これは私が勝手に言うことなんですけど、職員がメインでやる仕事をほかに任せてできることは市民の方ができることとして雇用として回す。市民なら、またそれを税金として納めてくれる。市民を雇用するというのが重要で、市民に先行投資して市民の満足度が上がる施策をこなしてもらって、そこが巡り巡って安定した定住につながっていく。言うのは簡単だけども思うかも分からないんですけど、本当に人への投資をしていただかないと、子どもたちのこの先の幸せというのもそうですし、市民満足度は、心の満足を得ることができないんじゃないかなと本当に心配しています。

ほかにも方法はたくさんあると思うので、お金を生む、それを使う、貯めるだけじゃなくて回すというところを考えていただきたいと思っています。

チャレンジというところで1つ提案して終わりたいと思います。

新しい形の不登校支援、メタバースで不登校支援というものがあるんですけども、本日、新学期が始まり、子どもたちの心の安定を心配しています。学校へ行けなくなることはもちろん、自殺なんてことがないことを願うわけですが、家から出れない、対面で人と会えない、会いたくない、いろいろな感情がそれぞれにあります。ふれあい教室にも行けない、子ども食堂とか、地域食堂とか、そういうところにも行けない状況の子はいるわけで、本当に支援が必要なところに手が届いていないというのが不登校に限らずあります。選択肢として、新しい形の支援を考えていかななくてはならないと思っています。

そこで、私が推奨するのが、メタバース、仮想空間での不登校支援なんですけど、細かい説明は時間の関係上できませんが、先日いち早く豊田で講演があって、私もそれをオンラインで聞いたんですけど、広島とか京都とか教育に熱心な地区では既に取り入れられています。愛知県でも着目しているというのは聞いています。大垣でも導入。いろいろな手段で支援をしていく、こういうのも未来を築いていく子どもたちへの投資じゃないかなと思うので、いろいろな形で支援していただければと思います。

要望していたふれあい教室の増設の御尽力ありがとうございました。とても感謝しております。

ということで、私の質問は終わります。

ありがとうございます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、齊藤議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開を1時に予定いたします。

（ 時に午前 11時27分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、浅妻議員の質問を受けます。

浅妻議員。

< 2番議員（浅妻 奈々子君）登壇 >

2番議員（浅妻 奈々子君）

議席番号2番、清政会、浅妻奈々子です。議長のお許しをいただきましたので、私からは、大きく2点質問させていただきます。

1 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充について

本市においては、小学生が放課後を過ごす場所として、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、安全で安心な居場所、また遊びや自主学習を行う場所等を提供する「放課後子ども教室」が開かれ、特色の違う居場所があることは、子ども・保護者双方にメリットがあると感じています。

令和3年時点において共働き世帯が7割を超え、共働きが当たり前となっている現代社会において、放課後の子どもたちの過ごす場所としての放課後児童クラブ・放課後子ども教室の需要が年々高まっています。この背景から、共働き家庭が直面する「小1の壁」の打破や児童福祉事業全般で子どもたちの最善の利益の実現が求められています。放課後の過ごし方が子どもたちの成長に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。本市においても、このような課題と期待に答えていく必要があると思います。

そこで、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に関しての現状と今後の展望についてお伺いいたします。また、保護者の負担軽減という観点からも提案をいたしますので、より一層の子育て支援の充実にに向けた取組を検討していただきたいと思います。

その点を踏まえ、以下、質問いたします。

- ①本市における放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用者の推移
- ②放課後児童クラブでの昼食提供の導入について
- ③放課後児童クラブへのキャッシュレス決済の導入について
- ④放課後子ども教室の受入対象年齢の拡充について
- ⑤放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に関しての今後の展望

大きな2番です。

2 子ども食堂拡充のための適切な支援について

令和5年8月13日の中日新聞にも報道されましたが、県内の子ども食堂の数はここ5年で4倍以上に増加し、昨年も293か所から404か所と1年で約1.4倍になりました。これは、県の補助の後押しや子ども食堂が果たす子どもたちの居場所づくりや食支援、地域交流の拠点としての役割の重要性が認識されていることを示しています。本市でも、これまで活動していた団体に加え、西枇杷島地区と寺野地区で新たな団体が活動を始めています。

本市の子ども・子育て支援事業計画でも、地域における子どもたちの孤立を防ぎ、居場所づくりの一環として子ども食堂を位置づけ、本市独自の補助制度を導入して支援体制を整えています。本市が独自に予算を設け取り組んでいる点は大変評価できますが、補助制度や支援体制について、実際の子どもの食堂の運営状況に十分適合しているとは言い難いと考えます。昨年の6月に行った一般質問においても子ども食堂の拡充について質問しました。そちらも踏まえて、以下の点について質問いたします。

- ①本市が考える子ども食堂の必要性・重要性について
- ②子ども食堂を広げるための支援・補助の見直し・拡充について
- ③本市主導による意見交換会の開催について

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

1の①の質問についてお答えいたします。

放課後児童クラブの利用者数は、令和元年度については、市内全児童クラブの1日あたりの平

均利用者数は332人でした。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にありましたが、令和5年8月までの平均利用者数は405人と、以前と比較して大きく増加しております。

また、放課後子ども教室につきましては、令和元年度は市内全小学校の1日あたりの平均利用者数は247人で、令和2年度、3年度は、児童クラブ同様、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にありましたが、令和5年8月までの平均利用者数は274人で、増加に転じております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

どちらも増加傾向にあるということで、本市においても子どもの居場所、預け先のニーズが高まっていることが理解できました。

夏休みや冬休みの長期休暇になると放課後子ども教室が開かれないと思いますけれども、その場合は利用者数にどのような変化が見られますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

学校の長期休業期間中は放課後子ども教室を利用していた児童が放課後児童クラブを利用いたしますので、その期間は通常よりも児童クラブの利用人数が増加しておるような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ふだんよりも多くの方が利用する長期休暇中の児童クラブは保護者にとって大変ありがたい場所ですけれども、学校との違いというところで昼食提供がありません。働きながら毎日献立を考えて調理をして子どもに持たせるという保護者負担の高さに加え、夏の暑さが年々増していることから、食中毒等のリスクも高いと考えられます。こども家庭庁でも、長期休暇中の昼食の提供

は保護者のニーズも高いとして、地域の実情に応じて提供を検討してほしいと呼びかけていますが、本市としての考えはいかがでしょうか。

2番、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

②の質問についてお答えいたします。

学校の長期休業期間中における放課後児童クラブでの昼食提供については、食品衛生上の管理及び食物アレルギーを持つ児童への配慮など様々な課題があります。先進自治体の事例を参考にしながら、本市での昼食の提供体制の在り方について調査研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

今、事例を研究されるということでしたけれども、愛知県では、みよし市や春日井市の児童クラブが既に導入をしています。導入事例を見ていると、希望者のみ料金は保護者負担で、配食サービス会社等が届けているというところがほとんどようです。みよし市の一つの児童クラブでは、66人の児童数で8月には1千200食の注文があったそうです。本市でも児童クラブに預けている保護者に聞くと、本当に預け先があることはありがたいけれど、お弁当作りが辛い、お弁当があるから夏休みが辛い、また猛暑の中、朝作ったお弁当がお昼、子どもたちが安全に食べられているのかということが気になるという声も聞き、本市でもニーズが高いことが予想されます。

先ほど、衛生上の管理やアレルギーへの対応など課題があるとおっしゃいましたけれども、そのほか導入に向けてどのような課題を感じていらっしゃいますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

そのほかでは、注文方法であったりとか発注業務、こういったことを含めた提供準備に必要な人手、こういったものが大きな課題だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

例えばですけれども、他市ではアプリを使って事前に1週間前までに注文を取るといような注文フォームを利用していたりですとか、人手に関して言うと、夏休みに新たなスタッフを雇い、お弁当の配膳・片付けなどを担うことによって、児童を見守る職員の負担は増やさないようにしています。人の予算を確保して、保護者の負担をなるべく減らしながら、現場の負担も増やさないような工夫をしながら進めております。

伺ったように課題も多いとは思いますが、こちらは保護者からのニーズはかなり高いものだと思いますので、今後ぜひ前向きに御検討いただくことを要望させていただきます。こちらは要望とさせていただきます。

続いて、利用料の支払いについて伺いたいと思います。

放課後児童クラブの利用料の支払い方法は、現在どのような方法で行っておりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長の吉野です。

③の質問についてお答えいたします。

キャッシュレス決済の導入につきましては、庁内の様々な業務についても考慮し、市全体の導入の方針を踏まえた上で、関係部署と調整を図りながら検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

まず、最初にお伺いしたいんですけれども、現在の放課後児童クラブの利用料の支払い方法というのは今どのような状態でしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

利用料金は、現金が入った集金袋を保護者の皆様から手渡しで受け取っておるような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

今お話いただいたんですけれども、現在の方法ですと、保護者側からすると毎月毎月現金を用意しなければいけないということがあります。また、放課後児童クラブの場合、延長等の料金が発生すると基本料は3千円ですけれども、延長料が発生した場合には100円単位の用意が必要になります。また、さらには現金を児童クラブの方で管理するというもののリスクもあると思います。

先ほどお伺いしましたが、その負担軽減がキャッシュレス決済の導入で軽減できるんじゃないかと思ってお伺いをいたしました。御回答としては御検討いただけるということで大変期待をしております。

児童クラブでのキャッシュレス決済導入の目的として、保護者側の負担の軽減はもちろんですが、児童クラブの場合、それぞれの封筒を用意する、提出された封筒の中身の確認、誰が支払ったのかを確認する、また集めた現金を入金しに行くなど、少し想像するだけで多くの付随業務が考えられます。今ですと児童クラブや保育園・塾などに適した集金システムもあるようで、保護者のスマホに決済情報が届き、クレジット・コンビニ・各種バーコード決済が可能で、請求から会計業務までが管理画面上で完結し、複数の施設の管理をできるというようなものもあるようです。

先ほど市全体の導入方針を踏まえてとおっしゃいましたが、もちろん足並みを揃えることも大

切ですけれども、児童クラブの決済導入について、保護者負担の軽減、現場の業務効率化というところまで、長期的な視点を持ってぜひ前向きに検討をお願いいたします。

続きまして、放課後子ども教室について伺います。

まず、先日の令和5年度第1回清須市総合教育会議の中で、小中学校の部活動の在り方が議題に上がりました。清須市の小学校の部活の在り方は今後どのようになりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾です。

1の④の質問に答えさせていただきます。

令和5年度第1回清須市総合教育会議の中で、小中学校の部活動の在り方が議題になりました。そこで、今後の部活動の在り方を検討する中で、部活動廃止後の4年生以上の放課後の居場所の確保のため、放課後子ども教室の6年生までの拡充について言及されました。拡充に伴い、活動場所や指導員の確保など課題もありますが、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今のお話を伺うと、部活動がなくなっていく方向にあるということで、1つ、子どもたちの過ごす場所がなくなってしまいます。子どもたちの居場所、保護者が安心できるよう、部活動の計画と合わせて、困る子どもがいないように、今、御検討いただけるということだったので、それに間に合うようにきちんと居場所づくりをお願いしたいと思います。

今、挙がったように居場所や指導員の課題がありますが、今後について伺いたいと思います。

厚生労働省が出している令和元年から5年度までの新放課後子ども総合プランでは、受け皿の拡大、全ての児童の安全安心な居場所の確保を図ること、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に、両事業の計画的な整備が求められてきました。その中には、この限りではありませんが、空き教室を利用し、両事業を同じ場所でやるのが望ましい。児童クラブの子が放課後子ども教室のプログラムに参加できるようにすることなども盛り込まれております。

清須市の第2期子ども・子育て支援事業計画では、総合プランに基づき、両事業の積極的な連携を行うことが書かれています。現在、令和7年度以降の子ども・子育て支援事業計画の策定に向け検討中だと思いますが、今後の展望についてお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の⑤の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

⑤の質問についてお答えいたします。

放課後児童クラブ、放課後子ども教室共に、児童が放課後に安心して過ごせる大切な居場所だと考えております。本市の放課後児童の安全な居場所づくりにつきましては、空調設備が整った体育館を有効活用した活動プログラムを企画するなど、放課後子ども教室と放課後児童クラブの児童が気軽に参加できる体制づくりを福祉部局と教育部局が相互に協力・連携を図ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

放課後児童クラブと放課後子ども教室は子どもたちにとって安心できる大切な場所であり、保護者にとっても心強い制度です。これからも一層の発展を期待しております。

これからのさらなる拡充において、場所・人手不足等は大きな課題ですけれども、今、答弁で述べていただいたとおり、体育館などの施設を有効に活用する取組は、人・場所を集約しながら、子どもたちにとって過ごしやすい企画だと思います。また、その後の展開になると思うんですけれども、その分、空いた児童センターを未就学児の子育て支援や中高生などの居場所に活用するなどの役割も広げていけるのかなと思います。人材確保は今後の本市の子育て環境の充実になくはないものだと思いますので、人の確保・育成のための予算を取っていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、それと同時に、キャッシュレスのところでも少し申し上げましたが、現場の業務効率化の推進やそのほか地域協働本部などの地域資源の活用等もしていただいて、より子どもたちが安心して成長できる環境を築き上げていっていただけることを要望して、1の質問は終わります。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

2の①の質問についてお答えします。

子ども食堂は、ひとり親家庭や親と過ごす時間が限られる親子などの子どもたちが食事の提供などを通して、子どもの居場所や健やかな成長を図る上で必要な事業だと考えております。また、地域で活動することにより、参加者同士の地域交流ができることから、ひとり親などが抱える悩みや相談の意見交換などができる場所として重要な役割を担っていると認識しております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

現在は共働きや忙しい家庭が増える中、PTA、子ども会、自治会など地域のつながりも希薄になっています。子どもたちは家庭や学校以外で大人と関わる機会が少なくなっています。そんな中、全ての子どもにとって家庭でも学校でもない第三の居場所づくりとして、子ども食堂の必要性は高まっていると感じております。

現在、市内の子ども食堂は、西枇杷島・寺野・阿原の3地区での開催で、清洲地区・春日地区では開催されておられません。

昨年6月の一般質問の答弁では、市として設置目標等はないとお答えいただきましたけれども、市内の子どもたちの居場所づくりとしてどのような状況が望ましいと考えますでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子ども食堂を運営していただける方々がどの場所で開設するかということにもよると思うんですけども、子どもたちができる限り安全に歩いていける距離にあるのが望ましいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、子どもが一人で来られる場所というのがとても大切なキーワードになりますので、例えば、スタートとして学区に1つあるとよいかなど思っております。

子ども・子育て支援事業計画の中でも支援すると書かれており、市独自の補助金もつけていただいております。子ども食堂自体は各団体や個人が任意で立ち上げるものですが、市としても理想や目標を持って御支援いただくことをお願いします。

それでは、2番、お願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

2の②についてお答えいたします。

子ども食堂の安定した運営を継続するには補助等による適切な支援は重要なことだと認識していることから、本市におきましても愛知県の補助金のほか、清須市子ども食堂運営費補助金交付要綱に基づき、市独自の補助を行っているところでございます。

今後、子ども食堂をさらに広め、継続して事業を行うために、本市としてどのような支援が可能なのか、他市の状況を参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

ありがとうございます。

子どもたちの居場所を増やすことと同様に、継続する、そこにあり続けるということが子どもたちが安心して過ごすことにとっても重要ですので、そのように認識いただき、とても心強く思い

ます。

現在、市独自の補助までつけていただいておりますが、その内容について伺いたいと思います。

まず、市独自で取っている補助金の利用実績を教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

実績につきましては、平成30年度に補助要綱が整備されまして、平成30年度、令和元年度は各1件ずつ、令和2年度以降は、今のところ実績がないような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

今回、全ての子ども食堂にヒアリングを行っておりますが、市の補助金の利用実績がなかったので、平成30年度、令和元年度の利用は市のモデル事業と認識をしております。

補助制度ができた平成30年度の段階で、本市の子ども食堂は市のモデル事業と阿原で開催されていた子ども食堂の2件でした。現在ではモデル事業を除き4つの団体が子ども食堂やフードパントリーなどの食支援を行っています。ヒアリングを通じて全ての団体が利用者数の増加を報告しており、立ち上げ当初からの成長が感じられています。ただ、立ち上げ時の運営資金不足による困難や、現在も物価高騰によって食材の確保に苦労しているというような声が寄せられました。市の補助金に関しまして、このように開催団体も増えて利用者が増えているにもかかわらず、利用実績がない、金額も減少している現状があります。こうした背景から、補助金を活用できていないのは、単純に子ども食堂の運営が全て順調に行っているからではなくて、補助内容が現実的に合っていない可能性が考えられるのではないのでしょうか。

例えば、本市の補助内容を見ますと、新規開設補助については、愛知県の子ども食堂推進費補助金の採択を受けている団体は利用できないとされています。この場合、不採択の場合のみ補助が行われる仕組みになっております。実際見てみますと、県と市の採択基準に多少の違いはあるんですけども、現在、愛知県内でも子ども食堂の推進には力を注いでおり、通常きちんと準備を行えば、書類の不備等がなければ不採択になる可能性が低いという状況です。ですので、現行

の要綱では、市の新規開設補助を利用可能となることが難しい状況になっています。

他の市町を見ますと、新規開設補助の際に、県の補助要綱に含まれていない経費の使い道を許可したり、県補助金を利用した経費でない項目であれば認める等をして、一番費用がかかる開設時の補助をしています。

また、本市の継続支援補助については、使える項目が保険料のみとなっています。また、開始から3年度までしか利用できないという制限がついています。ここ数年では新型コロナの流行があり、今まで必要なかった消毒等の衛生費が必要になったり、子ども食堂がテイクアウトやフードパントリーに切り替えざるを得ず、容器代が必要になったりと、いろいろなことが起きております。継続年数で縛るような支援ではなく、困ったときに実情に合わせた支援を要望いたします。

立ち上がった場所がなくならないようにということは、子どもたちの居場所にとってとても大切だと思っております。大人の都合で居場所を奪うようなことがあってはなりません。

また、昨年6月の一般質問の際に、モデル事業を行ったときに、食材の確保とボランティアの確保が課題との答弁をいただいております。モデル事業をして課題と感じられたのであれば、例えば食材費に充てられるとか、ボランティア募集の告知のための印刷費に使える等々、見直しが必要なんではないかなと思います。

また、子ども食堂は地元の方が開催されることが多く、事業計画であるとか、申請書や報告書を作成するという作業もハードルが高い場合が多いです。もちろん補助金を利用する場合、きちんとした申請が必要だとは思いますが、分かりやすい形式であったり、書類作成のサポートも併せてお考えいただけると幸いです。

今後どのような支援が必要か御検討いただけるということですのでけれども、こういった要綱や申請用紙の様式等を見直していただけるというような考えでいいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

今、議員の方からもお話がございましたように、使いづらいというような部分も認識はしております。子ども食堂は大切な居場所だというふうに考えておりますので、少しでも長く子ども食堂を継続的に運営できるような、そういった形にできるように、他市町の補助内容を調査しまして、本市の補助要綱とも照らし合わせて、より活用できるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、支援体制について伺います。

前回の答弁では、整備補助金の活用を広報・ホームページなどを通じて周知、社会福祉協議会と連携を図り、活動支援に必要な情報提供ができる支援体制に努めてまいりますとのことでしたが、現在の支援体制を教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

支援体制につきましては大きく変わってはいませんが、ホームページ等の更新のほか、事業者のチラシを庁舎内に置いて情報提供に努めるなどいたしまして、今後もそういった連携支援体制を継続して整えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

ありがとうございます。

各子ども食堂に話を聞きますと、開催場所や地域への広報に困っていると声が上がっております。具体的な問題についてお話ししますと、地域で案内を回覧したいと思っても、1つの団体の案内だけを回すことが難しいと判断される場合や公民館など調理場がありながらも、新たな試みに対して消極的な地域では許可が得られないといった問題が生じております。

北名古屋市の例を挙げますと、北名古屋市の場合は社協がサポートしておりますが、地域に告知をしやすくするために、チラシに社協の後援を明記するなどの取組を行ったり、地域の方々に対して社協がこの事業を推進していることを説明し、協力を得る努力をされています。

また、情報提供についても、今、県からの補助等も手厚いので、それを分かりやすくタイムリーに各団体に提供するような仕組みを整える一方で、申請書類の作成支援なども行っています。このような取組により、昨年まで5か所だった子ども食堂が今年度には9か所に増加する予定だそうです。

本市内でも子ども食堂を始めたいという声や参加したい市民の方から、自分たちの地域でも開催してほしいと希望する声が上がっております。補助金や資金面だけでなく、支援体制全般についても少し背中を押していただけるような柔軟なサポートをしていただただけで、意欲のある方々が気軽に取り組める環境が整っていくと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは、次、お願ひします。

議 長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の③の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長吉野でございます。

2の③の質問についてお答えいたします。

市主催による子ども食堂開催団体同士での意見交換を実施することは、課題やノウハウを共有し、共に考え、互いに課題解決策を提案できるなど、今後のよりよい活動につながると認識していることから、今後、現在活動している団体との交流や意見交換の場を設け、社会福祉協議会を含めた連携・協力体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

浅妻です。

前向きな御答弁ありがとうございます。

2番でいろいろ申し上げましたけれども、2番で要望したこともやはり当事者の方たちの話を聞いていただくことが何よりだと思っておりますので、ぜひ実現をお願いします。

また、御承知のとおり、子ども食堂は地域コミュニティ拠点として大きな役割を果たしております。全国的にも、こうした場から行政や社協の支援に結びつく事例が増えております。愛知県でも子ども食堂と社協の連携が連携を期待するというようなことを明記しております。近隣市で

すと、北名古屋市では年に一度、社協主導で意見交換会が開かれ、稲沢市でも、社協、子育て支援課、福祉課と子ども食堂の団体が連絡会を開催しております。本市に置き換えますと、子育て支援課が補助制度を運営しておりますので、これを窓口として社協が支援をし、ボランティア同士の連携をサポートする体制が有益だと考えています。

清須市内の子ども食堂やフードパントリーも単なる1回限りの場ではなく、定期的な交流を通じて地域のつながりを育み、そこから学習支援であったり食を通じた体験など、多様な支援を受けられる場として機能しております。こうした拠点が行政や社協と連携し、早期に必要な支援へとつながることは、地域全体で子育て支援を展開する上で非常に重要だと感じております。地域全体で協力し、子どもたちが健やかに成長できる環境をともに作り上げていく姿勢が、子ども食堂を含む子育て支援の在り方だと思いますので、そのようなまちづくりを期待いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、浅妻議員の質問を終わります。

次に、土本議員の質問を受けます。

土本議員。

< 4番議員（土本 千亜紀君）登壇 >

4番議員（土本 千亜紀君）

議席番号4番、公明党、土本千亜紀でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、大きく2点質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目、投票支援カードの導入について。

選挙は私たちの代表を決める国民の最も重要な参政権であり、基本的な権利の1つです。また、私たちがよりよいまちづくりに参加するための大切な権利であると言えます。しかし、身体的障がいのある方や知的障がいのある方、御高齢の方々などにとっては投票することは決して容易ではありません。投票所のような場所に一人でいるとパニックのような状態になってしまったり、投票所の係の方にうまく説明できず、あきらめて帰ってしまったり、文字を書くことが苦手な高齢の方が必死で記入されたことがあると以前お話をお聞きしたことがあります。選挙が行われるたびにこのように大変な思いをされている方が増えていると痛感いたします。そのような思いを

している方の負担を少なくするため、「投票支援カード」の導入をしている自治体があります。

札幌市では令和元年に「選挙支援カード」として導入が始まりました。このカードを作成することになったきっかけは当事者の声からで、知的障がいのある子どもとその家族を支援する「札幌市手をつなぐ育成会」の提案で生まれました。

発案に携わった方の息子さんは自閉症で、順番に並んだり、1か所にとどまって待ったりするような行動が苦手で、「説明しなくても手伝ってほしいことがすぐ分かってもらえたらどんなに気持ちが楽だろうかと思いました」とのことでした。障がいがある人が選挙に行きやすくなるにはどうしたらよいか考えてできたそうです。

この支援カードには3つの質問が書かれていて、当てはまるものに丸をして投票所の受付係に渡します。

「1 コミュニケーション方法を教えてください。会話ができる、メモができる、指差しができる。」「2 投票所の道案内が必要ですか。」「3 自分で投票用紙に書くことができますか。はい（自分で書ける）、いいえ（代理投票を希望する）」という内容に丸をして受付係に渡すと、係の人が投票所の道案内や代理投票などのお手伝いをしていただけるというものです。

このような投票支援カードは北名古屋市、岩倉市などほかの自治体にも広がっています。さらに、誰もが投票に行きやすい環境づくりが重要となる中で、期日前投票所の増設も今後の課題だと考えます。もう少し利用しやすい場所で投票できればとのお声をいただくこともあります。そこで、本市としてのお考えをお伺いいたします。

①投票支援カードの導入について

②期日前投票所の増設について

大きく2点目です。高齢者の日常を支える取組について。

高齢者人口は、2025年には3千677万人に達し、その後も増加傾向が続き、2042年に3千935万人でピークを迎えると予想されています。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の日常を支える取組がますます重要になります。こういった方が安全に安心して暮らせる支え合い、助け合う地域社会の構築が必要と考えます。

買い物や病院へ通院するときなどの交通手段がなく不便を感じていると御相談を受けることが多くなりました。御相談いただいた方のお一人は少し足が悪く、長い距離を歩くことが大変な方なので、病院まではタクシーを利用されていますが、物価高騰も続いていて負担が大きいため、

一部でも負担してもらえるとありがたいと話されていました。高齢者の方へのタクシー補助を行っている自治体もあります。さらに、通院だけでなく日常の買い物も、今までは近くにお店があり、そこでお買物をされていましたが、6月末で閉店となり大変な思いをされているという方もいます。食品などの日常の買い物に困っている高齢者などを支援するため、スーパーの移動販売カーの推進をさらに進めるべきと考えます。

ある地域では、昨年からスーパーの移動販売カーが1週間に1度、食料品を運んでくれるようになり、自宅のそばで買い物ができる大変喜ばれています。さらに、交流の場ともなっていて、皆さんが楽しくお買物をされています。外出することに困難を感じている方が安心して外出できるようになると健康増進や介護予防にもつながると考えますが、本市としてのお考えをお伺いいたします。

①高齢者の足の確保のためのタクシー補助について

②スーパーの移動販売カーの運行の推進について

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

身体的障がいのある方、知的障がいのある方や病氣やけが、その他の事情により投票用紙の記入が困難な選挙人のために代理投票制度が設けられており、投票管理者に申請すると、選挙人の指示に従って事務従事者が投票用紙を記入し、選挙人が投票を行うことができます。その際に、口頭での申請行為が難しい方にとって、事務従事者へ見せるだけで必要な支援を伝えられる投票支援カードは申請時にとっても有効的な手段であり、清須市においても今後導入を検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

導入に関して前向きに御検討していただけるとの御答弁、本当にありがとうございます。

支援カードは特に法的な位置づけや決まった用紙があるわけではありませんので、自治体の独自性があります。本市においては具体的にどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

本市では既に導入をしております意思疎通が困難な方を支援するコミュニケーションボードというものがございます。こちらにつきましては、先進団体の取組を参考といたしまして、利用者の声も踏まえ、文字を大きくしたり、また実際の投票所の画像を挿入するなど、分かりやすい形でA3版のパネルを作成いたしました。

この支援カードにつきましては、さらに自らの意思で投票ができる精神的ツールであると考えられますので、様々な御事情をお持ちの方に対応できるようなカードの作成・運用を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

ぜひ、期日前投票の場所だけでなく全部の投票所にこういった支援カードを置いていただけるようお願いしたいと思います。

また、急速な高齢化が進む中で、障がいをお持ちの方だけではなく、高齢者を含めた全ての有権者が投票しやすい環境をつくるということは今後ますます重要になると考えられます。また、投票する方への支援だけではなく、投票所で実際に接する方が障がいのある方の特徴やまた接し方、高齢者の方の行動様式などをよく理解することが大切だと思いますので、御対応の方、また御苦労をかけることがあるかもしれませんが、そちらも併せてよろしく願いいたします。

その次の②の質問のほうをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

②の質問についてお答えをいたします。

期日前投票所の設置数につきましては、過去に二度ほど選挙管理委員会で諮っておりますが、本市はほかの自治体と比べて市域が狭く、また、必要経費や適正な選挙執行の観点からも複数の投票所を設置する必要性が感じられないことから、清須市においては1か所が妥当であるとの結論に至っております。したがいまして、本市といたしましては、期日前投票所を1か所としつつ、全体の投票率を上昇させるよう選挙啓発に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

今現在、期日前投票はいろんなところで話合いをした結果、1か所が妥当だということで御答弁いただきましたけれども、では、直近の選挙におきまして、本市ではなく、近辺の他市の期日前投票所の設置状況について教えていただけますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（楢本 雄介君）

県内の人口規模、産業構造等が同等の12か所、いわゆる類似団体におきまして、この4月の県議会議員選挙の期間中には8市が増設しております。そのうち全ての期間で開設している自治体は1市だけになります。ほかの自治体につきましては全て1日のみや週末だけというような短期間の設置になってございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

近隣等では状況はいかがでしょうか。詳しく教えていただければと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（楢本 雄介君）

本市と隣接しております北名古屋市、稲沢市が商業施設、いわゆるショッピングモールに増設をしておりますが、北名古屋市は投票日前の3日間のみ、午後3時から8時まで、稲沢市のほうが2日間のみ、午後12時から8時までと、やはり期間を限定して設置をしております。

また、選挙管理委員会の方で、この選挙期間中にこの2市に加えまして、津島市と愛西市についても現地を視察させていただきました。そして、それぞれの市担当者からも意見を聴取いたしております。

肝心の選挙結果のほうでございますが、いずれの市も期日前の投票率は向上しておりますが、これが全体の投票率に寄与したかというところは言い難かったようでございます。

また、経費面もさることながら人的な配置、あとはセキュリティにおいて多大なリスク管理が必要であるということが課題であるということを伺っております。

この期日前の投票所の見直しに当たっては、経費的な課題の解決以上に、やはり正しく間違いのない選挙の実現ということが一番の重要課題でありまして、行財政運営上の適正化や効率化、その辺も高めていく必要がございます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、当市では過去2回、選挙管理委員会で諮っております。現時点においてその結果を見直す状況ではないと判断をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

今、課長の方から、隣接している市町の状況を様々お伺いさせていただきましたけれども、私の方もお隣の北名古屋市のほうへ直近で、最近始められたということで実際にお話を聞かせていただきに行ってきたんですけれども、今回2回ほど試験的に行ったということで、北名古屋市に関しては駅に隣接をしている商業施設ということで、非常に交通の便もいいところで期日前投票所を今回開設されたということで、主にこういったところで投票していただく方のターゲットというのが、駅を利用する帰宅をされる方に合わせて実施をしていったということで、直近で、たしか2月ぐらいに知事選があったときに1千600名ほど、また、4月の県会議員の選挙では1千500名ほどの方が利用されたということで、実際にどうだったかというお声なんかは、ターゲットが帰宅をされる方でしたので、会社帰りに実際利用できて便利という声もあった一方で、

担当の方がおっしゃってたのは、便利だったという声もある一方で、3日間という開設時期だったんですけれども、通信費だとか、また人件費の問題で費用また負担も大きく、まだ2回ほどしかやってないので、これが必ず投票率のアップにつながっているかといえば、どうかなというのが正直な担当の方からのお話だったので、今後も検証が必要というお話もありましたので、本市におきましても、すぐ開設しますということにはなかなか一步踏み出せないと思うんですけれども、これも以前からいろんな方が質問もされている事項で、この後いろんな状況が変わってきたりだとかしてくる可能性もあると思いますので、また引き続きの検討をお願いしたいなと思いますし、選挙管理委員会の方で他市の状況についてよく検証もしていただけてますし、総合的に判断しているということで理解はさせていただきました。

ただ、しかしながら、投票は等しく平等に与えられた権利であります。投票所への移動支援の観点からも、また、切に期日前投票等の増設も要望させていただきますので、今後ともまた継続して検討いただければと思います。

最後にもう1点ですけれども、投票所を増やすっていうことも考えていただきたいという事案ではあるんですけれども、ただ、その投票する場所だけを多くしてくださいと言っていることプラスどうして投票に行かなきゃいけないのか、また、こういった選挙がどうして大事なのというのを伝えていく、啓発していくっていうことも非常に重要な課題かと思っておりますけれども、何度も聞かれてる質問かも分かりませんが、本市において行っている主権者教育について具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（楢本 雄介君）

市におきましては、コロナ禍の中、自粛していた事業もございしますが、主権者教育といたしまして、毎年、市内の小中学校2校を対象といたしまして、市の選管職員が学校へ出向き、選挙に関する講話や模擬投票、こういった選挙出前トークという事業を行っております。

また、投票所の事務には学生アルバイトを雇用することや、夏休みの宿題といたしまして明るく選挙啓発ポスターを小中学校に募集するなど、様々な事業を行っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

毎年いろんな啓発の活動もされているということですので、今18歳から投票ができるという時代になっていますので、子どもたちが触れていくということはすごく大事なことだと思いますので、浸透していくのが目に分かりやすいことでもないと思いますので、また、引き続き啓発活動をお願いしたいなと思います。

選挙はまた主権者である国民が代表を選ぶ民主主義の根幹である以上、投票率の低さを見過ごすことはできません。一人でも多くの有権者が投票所に足を運べるように取り組んでいかなければなりません。自治体では期日前投票に力を入れているところもあります。先ほどもお聞きしましたが、人出の多い商業施設内に投票所を開設したり、投票箱を積んだワゴン車が地域を巡回する移動投票所や、高齢者など移動が困難な人のための無料送迎サービスを実施するところも実際に増えています。投票環境が改善され選挙に行きやすくなれば政治に関心を持つきっかけになることを期待し、今後とも引き続きの検討をお願いして、この質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

2の①の御質問にお答えをさせていただきます。

本市では、名鉄・JRなどの鉄道やあしがるバスの公共交通機関による移動手段はありますが、加齢による筋力低下や疾患などに伴い、買い物・通院・外出時に身近な公共交通機関を利用することが困難となる場合、また、車を運転している高齢者の中には免許証を返納される方もあることから、令和4年度に実施をした高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート結果において、市の高齢者施策について望むことの項目のうち交通手段の整備など、高齢者の足の確保を図るを選択された方が一番高い割合を占める結果であったと捉えています。

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方、要支援・要介護認定を受けている方などを対象に、通院や閉じこもり予防を目的にタクシー券の助成をしている自治体もあることから、高齢者福祉計画策定のアンケート結果を踏まえて、今後、利用状況や効果などについて調査研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます

アンケート結果でも、やはり高齢者の足の問題は常に一番高い割合で、皆さん、重要事項ということで捉えてみえるということで、実は昨年と同じ質問をさせていただいたんですけども、やはり昨年もしっかり多かったという現状もありますし、このアンケート結果を踏まえて調査研究というお答えだったんですけども、現在の本市におきまして、高齢化率、また経年的に見てどのような経緯で高齢化率のほうが進んでいるのか教えていただけますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課の寺社下でございます。

令和5年4月1日現在の本市の高齢化率は、23.45%でございます。平成27年に23%台となり、それ以降、徐々に増えてはいますが、23%台で経過をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

高齢化率も23%台をずっと推移をしているということで、高齢者の中でも65歳から74歳までの前期高齢者の方と75歳以上の後期高齢者の方はどのように推移をしていますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

前期高齢者の人数は減っておりまして、75歳以上の後期高齢者の数が徐々に増えている状況です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

やはり75歳以上の後期高齢者の方が増えている傾向ということで、最初の質問の方に戻らせていただきますけれども、こういっただんだんお年を召していく方が増えていくということで、本当に足の確保が重要かと思うんですけれども、こういった愛知県内でタクシーの助成制度を実施している自治体っていうのは実際に今どれぐらいありますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

愛知県内54自治体のうち約7割の自治体がこのタクシー助成を実施しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

愛知県内の7割の自治体がこういったタクシーの助成を何らか行っているということでしたので、ほとんど行っているのかなと思います。それぞれの市によって、また地域によっても助成の割合だとか補助の割合が違うと思うんですけれども、たまたま弥富の方にお話を聞く機会があったので、御紹介だけですけれども、弥富市においてですと、タクシーの助成制度を使うにあたっては、要介護認定、要支援認定をされている方など条件を満たした方で年間36枚、タクシーの利用券を交付され、1回の乗車につき2枚まで利用できますと。およそ基本料金分を1回の乗車で2枚まで利用できるということで、市内のタクシー会社だけではなくって隣接している名古屋市であったり、ほかの市のタクシー会社も利用できるという契約をしながら、足に困っている方の補助をしているというふうにお聞きをしました。

自治体によって何千円分まとめて助成しますとか、本当に違うんですけれども、こちらも清須市からも、例えば、市内の病院だとそんなにかからないのかもしれないですけども、清須市内から名古屋に行くにしても、割と近く行けてしまいますけれども、タクシーを利用したりすると往復で2千円弱ぐらいかかってしまって、さらに医療費も負担になるということで、病院に行くだ

けでも結構な負担になるというふうによくお聞きしますけれども、今後、免許返納される方も74歳以上の方も増えていくこともますます予想されます。交通弱者と言われる方への支援も今後必ず必要になってきますし、以前から何度も議会を通して訴えている事案ではありますので、今年の1月から始められた自治体もあつたりとか、県内でも課題として取り組んで見える自治体が増えていて、7割というのも、実際にどこの地域でも同じような問題が起こっているのかなと思いますので、ぜひ前向きに考えていただいて、ぜひ御検討をお願いして次の質問へお願いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の②の質問に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

2の②の質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度に社会福祉協議会が実施した高齢者の買い物に関するアンケート調査では、高齢者の日常の交通手段としてタクシーを利用することは、自動車、自転車、徒歩に比べ選択肢として低く、また、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のアンケートの在宅生活の継続に必要な支援サービスの項目では、配食が25.1%、買い物が13.2%と、食事に関する内容が上位を占める結果となりました。

市内のスーパーの中では車に多くの食品などを乗せて移動販売を巡回させている事業所、電話やインターネットによる宅配サービスを行っている事業所、また、家から店舗まで無料送迎を実施している事業所など、様々な高齢者のニーズに沿った支援を展開されています。今後スーパーまで行けない高齢者の食生活を維持するための施策として、事業者と連携して移動販売カー、送迎などのサービス事業などを市民に周知するとともに、市の商工部局とも連携し、民間事業者の買い物支援の推進が図られるよう他自治体の取組内容を参考にしながら、本市での買い物支援策を調査研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

先ほど御答弁いただきましたけれども、現在、移動販売カーが行っているところを把握されますでしょうか。また、新川よりも東側の地域の販売がないと聞いていますが、どうでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

販売カーに関しまして、清須市内の多くのエリアに行っていておりましたが、新川よりも東側の地域には販売カーが行っていないのが現状です。店舗に確認をさせていただいたところ、いろいろな地域からの御要望が多く、販売カーの回れる件数なども限られるため、現在お待ちをいただいている状況とのことでした。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

移動販売カーのみならず買い物や外出にお困りの方が見える状況に対して、どのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

それぞれのスーパーが、販売カーですとかネットなどによる宅配サービス、送迎サービスなどを工夫しながら実施をしていただいております。高齢者の方々はネットによる注文などが難しいというふうに感じてみえる方もいらっしゃるかもしれませんが、パソコンだけでなくスマートフォンからも注文ができ、事業所の方も丁寧に説明をしていただけるというふう聞いておりますので、こういったことを御活用いただけるように私どもが御案内をしていきます。

現在のお体の状況や希望されていることなどをお聞きして、今ある資源について情報提供をさせていただくとともに、高齢者の方々のニーズを把握して、より安心して生活をしていただける方法を引き続き考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

いろんな情報をお困りの方に、今後、様々御提供いただけるということですが、昨年から始まったスーパーの移動販売車の中でも、課長の方も一度見に来てくださったことがありましたけれども、1週間に一度のことですけれども、皆さん、本当に楽しく買い物されてますし、なかなか普段、御近所の方同士の交流の場がこの三、四年の間なかったんですけれども、例えば来てない方がいらっしやると、今日、何々さん来てないけどどうしたと言いながらお互いに声をかけ合いながら、皆さん心配されながら、そういう場にもなっているっていうのはすごく交流の場としてもいいですし、家から一歩出ることがすごく皆さん方の健康にもとてもいいかと思えますので、なかなか台数を増やすとか、回るところを増やすというのが、現状なかなか厳しいんですけれども、何か手助けになることが市の方でもできることがあれば、ぜひ積極的に手助けをお願いしたいなと思います。

最後に、こういった高齢者の足の件で永田市長にお聞きしたいと思えますけれども、タクシー補助をしている自治体が今、課長の方から7割と、また高齢化率の23%台をずっと推移をしている。後期高齢の75歳以上の方も増加傾向にあるという現状を踏まえまして、本市としてこういった高齢者の足について市長のお考えを最後お聞きして終わりたいと思えます。

よろしくをお願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

永田市長、答弁。

市 長（永田 純夫君）

高齢者がどんどん増えていく状況の中で、足の悪い高齢者の方の足の確保、通院とか買い物も特にそういうことだと思いますけども、大切なことだというふうに思ってます。地域で支え合うことも大事でしょうし、また、私ども市役所が取り組むべき必要性もあるというふうに思ってます。

一方で、タクシーの補助ということなんですけども、やり方にはよるんだろうと思うんですが、相当の財源が必要であることは間違いないわけでありまして、今の状況でそれを進めていくというのは大変厳しい状況にあるのかなというふうには思っています。

そんなことから、さっき担当課長が答弁をいたしましたけども、意外と私も知らなかったんで

すが、買い物についてはいろんなサービスがあるということで、インターネットの申込みでも市内でも4か所やってみえますし、あとは宅配サービスから移動スーパー、移動スーパーはやってない地域があるということなんですけども、買い物の無料送迎もあるということですし、配食サービスもありますので、ぜひ、そういう利用できるものは利用をしていただきたいなというふうに思っておりますが、7割やってみえるということもありますので、タクシーのことについては頭には入れておきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

ぜひ検討をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、土本議員の質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩といたします。

（ 時に午後 2時11分 休憩 ）

（ 時に午後 2時30分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 11番議員（飛永 勝次君）登壇 >

11番議員（飛永 勝次君）

議席11番、飛永勝次。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは大きく2点でございます。

まず、1点目、視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進について。

全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情

報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚障がい者にとっては情報の取得や利用に多くの苦労があります。内閣府のホームページにも以下のように記載されています。

「視覚障害のある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読や、パソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して、活字文書読上装置を使って音声化する方法があります」と。

事実、視覚障がい者は、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読をしてもらうか、文字をコード情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いています。視覚障がいの手帳を持っている人のうち「点字」が読める人はわずか1割です。ほかの疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。

「音声コード」というのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に「切り欠き」と呼ばれる半円の穴が付いているため、視覚障がい者は、そこを指で触れば音声コードの場所が分かります。

例えば、代表的な一例として選挙の「投票所入場券」があります。自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついていません。このため何の封書か分からないために誤って捨ててしまうことだってあるわけです。最近の重要な例では、「ワクチン接種券」も同様です。

そこでまず、せめて国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や災害に備える各種ハザードマップや広報など印刷物、また年金・医療や各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必須であると思います。

また、封書の場合、封書の表書きに音声コードがついていても、肝心の封書の中の紙媒体に音声コードがついていない場合は内容が理解できません。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っています。本市から市民に送付される様々な公的通知について、この「音声コード」記載の普及を早急に進めることが必要であると思います。

以上、導入にあたり御見解を伺います。

2 「COCOLOプラン」を受けての不登校支援の推進について

全国の小中学校で不登校の児童生徒数が急増し、約30万人となる中、文部科学省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとの「COCOLOプラン」を発表しました。

冒頭の大蔵大臣からのメッセージには、「子どもたち一人ひとりの人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているものだと考えます。また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない小・中学生が4万6千人に上ります。私は、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指します。そして、子どもたちに「大丈夫」と思ってもらえるよう徹底的に寄り添っていきます。不登校になっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子どもの学びに携わる全ての関係者とともに取り組んでまいります。」と力強い言葉で未来に向けて宣言されております。

また、今回のプラン実現には行政だけでなく、学校、地域社会、各御家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要とされています。多様な取組が子どもたちにとって効果的に推進されていくことを心から期待しつつ、このたびの質問では以下のことを伺います。

①本市における不登校児童数について、コロナ禍前から直近の推移とその認識を伺います。

②不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子どもの「保護者の会」は非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、「保護者の会」の設置は地域によって状況が様々であります。そういった状況を受けて、今回の「COCOLOプラン」では、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、関係機関等と連携して保護者を支援」すると明記をされています。そこで、本市においても、教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる「保護者の会」を設置をし、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネータ役として派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、「COCOLOプラン」を受けての今後の本市での取組について伺います。

③不登校の児童生徒は一人ひとりの状況が大きく異なり、丁寧な指導を行う必要があるため、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが重要です。「COCOLOプラン」では、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進とともに、一人1台端末を活用して、学校での授業を自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センター（自治体が設

置)に配信し、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記されました。そこで、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、「スペシャルサポートルーム」等を本市の全ての小中学校に設置する必要があると思われませんが、現在の設置状況と今後の取組について伺います。

④学校の授業を不登校の子どもの自宅や校内のスペシャルサポートルーム等、また自治体設置の教育支援センターに配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきであると思いますが、その現状と今後の取組について伺います。

⑤自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の「多様な学びの場」が拡大している中で、そういった場での「学び」が学習成果として評価されないために調査書(内申書)の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。不登校の生徒の高校進学を支援するために、多様な学びの場(自宅、スペシャルサポートルームや教育支援センター等)での「学習の成果」について生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で成績評価を行うことを努力義務化することが必要であるとの有識者等の意見を受け、「COCOLOプラン」では、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの「学び」の結果が成績に反映されるようにすると明記されています。

そこで、今回の国の「COCOLOプラン」で示されたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等での「学び」を確実に学校での成績に反映させることが重要であると思いますが、本市の中学校における現在の状況と今後の取組について伺います。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

議長(伊藤 嘉起君)

はじめに、1の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長(鈴木 許行君)

社会福祉課長、鈴木でございます。

障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が施行され、障がいがある方による情報取得及び利用並びに意思疎通を図る方法として、音声コードが視覚障がいがある方にとって情報を得るための1つのツールであることは承知しております。

現在、本市においては、第6期清須市障害福祉計画、第2期清須市障害児福祉計画の内容について活字文書読み上げ装置を使用し、読み取る音声コードであるSPコードを付した計画書を市

ホームページに掲載しております。SPコードからの文字を音声化は専用の活字文書読み上げ装置が必要となりますが、音声コードUni-Voiceは、スマートフォン等からアプリをダウンロードし音声コードを読み取ることで文字情報を音声化することができます。現在策定中の次期計画には、音声コードUni-Voiceを導入する予定をしております。公的通知への音声コードUni-Voiceの導入については既に導入を実施している自治体から課題等の情報収集を行い、公的通知の中での音声コード記載の必要性を含め、今後、調査研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

前向きな御答弁、本当にありがとうございます。必須なものだと思いますので、今回改めてお問い合わせをさせていただきました。

その中で、今お話があったスマートフォンで読み上げをしてくれるUni-Voiceを導入している自治体が昨日見たんですけども、愛知県内が19の自治体が入入をしております。ほぼ3分の1ぐらいの自治体が入入をしております、近隣では、あま市、北名古屋市が入入をされておる状況でございます。

導入の結果、どのように利用されているか、そこまで私、調査が及んでおりませんで、そこまでするものかどうかというのは検討しながらまた状況を聞いていきたいと思うところでございますけれども、一旦は前向きな御答弁をいただきました。ぜひ、Uni-Voiceを採用していただいて、障がいの方に届けるべき情報が届くようにというふうには思うところでございますけれども、1点だけ、資料でもお配りしましたハザードマップの音声を読み上げますというふうでございます。

実は、今年の3月25日、参議院の予算委員会で質問に出ております。厚生労働大臣がハザードマップ音声読み上げソフトは対応させると、3月の参議院の予算委員会で答弁をしていることを受けまして、防災・減災に非常に力を入れておる清須市においてもどんなふうにお考えになられるかなと思ひまして、今回は危機管理部長に、まず、Uni-Voiceというものの認識とハザードマップへの採用、今年の3月の予算委員会であったものですが、御存じだったかということと、他の自治体がどんなふうやってるかということとか、認識をお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

このU n i - V o i c eにつきましては、飛永議員から事前通告の一般質問を受けまして、私も早速、U n i - V o i c eをスマホに入れさせていただきました。私も実証実験したんですけども、文字についての内容については確かに分かりやすいなと思いました。まさに今ハザードマップの内容についてのチラシを見させていただいたんですけども、果たして、図面・地図をどのようにして指定避難所まで誘導するかというところが私にとって疑問符でありました。せっかくですので、こちらの方のチラシを見させていただきまして、効果的なものだと思いますけども、そういった中で、今後、いいものでしたら採用をしていきたいとは思いますが、すぐ採用するってわけじゃなくて、段階的にこういったものも取り入れるのも一つの災害弱者の方に対します支援かなというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

本日は防災の日でございまして、関東大震災から100年を数えるときに危機管理部長から今のような御答弁をいただいたことは本当に光栄に思うところでございますけれども、今、部長が言われたとおり、音声に変えるところまでは、そうだよねという納得はあるんだけど、聞いた方がどうやって避難するかということになってくると、使うべきなのかどうなのかというところから考え直さないといけないということをお気づきになったというのは、僕はすごくいろんなことが前進していると思います。

先日、実は医療的ケアが必要なお子様を日中40人ほど預かっていらっしゃる施設の施設長にいろんなお話を聞きに行った際に、その施設が災害時どんな対応をされるのかということで伺ってみました。大きく言うと、障がいのある方は千差万別なので、一番大事なのは自助です。自分たちがどういう状態に置かれていて、何かあったときにどんなふうに避難をしなきゃいけないか、どんなふうに何を回避しなきゃいけないかというのが大事で、余談ですけど、一番大事なのは電源なんですよね。装置がいろいろついていますので、電源確保というのが非常に大事だとい

う話をされていたんですけれども、基本的に、カスタマイズされた避難計画が必要になると。

今、社会福祉課でも要支援者の個別避難計画を今つくっていらっしゃる場所ですね。それをつくっていくにあたって、まず、しっかり自助を固めた上で、共助・公助をどう結びつけていくかということその方々に対してアプローチをするのにいいツールだなと僕は思っています。まず、音声にした上で、ここはこうです、ああですよというのはあったほうがいいと思います。ただ、その方々がどうやって自分の命を守っていくか、どうやって共助を使うか、公助を使うかということ、ましてや行政側がどうやって公助を提供すべきかということを改めて命を守るために考えるためには非常に有効なツールだなと僕は思いましたので、今の答弁は本当にうれしかったですし、また、そういった観点で採用しながら、障がいのある方の避難計画とかも今ちょうどつくっていますので、そういった方々の安全確保に向けてもいろいろ御検討を進めていただければと思うところがございますので、よろしく。これは要望ですのでよろしくお願いいたします。

何か一言もしあれば、どうぞ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

今、飛永議員が言われます、今回は恐らく目の不自由な方の期待します最強のアプリだと思っております。

福祉のほうにチラッと聞きしましたら、市内では目の不自由な方は今現在130名ほどおみえになるというふうに聞きました。これはハザードマップに次期改定するときに全戸配布に全部反映させなくちゃいけないのか、あるいは130人分のものを対応してやるのか。転入された方で目の不自由な方もみえますので、当然予備のものも備えていくという方法もあります。

要するに、言われますように、こういったもののハザードマップを目の不自由な方、人に優しいものをつくるということはとても大事です。でも、もっと大事なのは、自助もそうなんですけれども、さっきチラッと話をしました、今まさに福祉が個別避難計画をやっています。段階的に今、策定中でございます。

自助もそれはそれとしてそれぞれ自覚していただきまして、共助ということでやっぱりサポートする人が大事だと思うんですね。ですから、こういったツールをきちっと活用しつつサポートするというのももっと大事だと思っておりますので、それを一体化させて、そういったものを取

り組んでやっていきたいと思っておりますので、ただ、確実にやるという話ではなく、やれる範囲の中でいいものは取り入れる必要があると思っておりますので、また、清須市は避難をする人たちというのは健常者の人たちも大事なんですけども、災害弱者の方たちに重点を置いて優しい対応をするというのが大事だと思っておりますので、そんな考えを持っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

心強い御答弁でありありがとうございます。

言われたとおりですし、個人個人が防災意識を持つときに、日常生活でハンディキャップがある方が、我々もこうやってやれば守れるんだという安心感が行政から届けるための1つのツールになればいいなというふうには思っております。

また、130人の方が視覚障がい者だということが分かっていると。ただ、さっきも内閣府の話にあったように、高齢の方で文字が読みづらいという方もみえますので、そういった方も当然安心・安全な避難計画というのは必要だと思っておりますので、要するに、市民とのキャッチボールに使えるいいツールなのかなというように思っておりますので、ぜひまた、より一層前向きに取り組んでいただければなと思うところでございます。

もう1つ、公的通知文書へ現在自治体でも既に印刷をして配布をしておる。東京とか名古屋もそうです。水道局が請求書にこういったものを貼ってあったとしてます。切りかけをちゃんとつけてやってますので、公的通知文書登載については、私も先ほど言わせてもらった、改めて必須ではないかと思うところでございますけれども、全ての部署にまたがってくるというか、かかってきてしまいますので、このUni-Voiceの音声コードの登載について、市長の御見解を一言いただければと思います。

よろしくをお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

Uni-Voiceの御質問をいただいて、実際に社会福祉課長が、後期高齢者の通知書についてというところで、それでやってもらいました。目の不自由な方にとっては非常にいいことだ

など思っています。

今度の障害者福祉計画につけることは決めたということでございますし、それ以外の全庁的な話については職員知らへんもんで、社会福祉課長が中心になってどういうふうに進めていけるか検討を始めたいというふうに思っています。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

このテキストデータを変換するソフトは自治体への貸出しは無料になっておりますので、ぜひ調査研究を進めていただいて、広い範囲で市民に安心が届くように使っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

2の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の①の質問についてお答えさせていただきます。

平成30年度の不登校者数は、小学校43人、中学校71人であり、令和4年度では、小学校73人、中学校144人であります。中学校の不登校者数は5年間で倍増しています。全国的に見ても高い水準であり、支援を強化していく必要があると認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

多分、課長にしてみても胸の痛い数字を発表しなきゃいけないというお気持ちだったと思います。

まず最初に、文科省が発表した、何回も出てきますCOCOLOプランというものについて少

しお話をしておきます。

COCOLOプランの「C・O・C・O・L・O」の頭文字は「C o m f o r t a b l e , C u s t o m i z e d a n d O p t i m i z e d L o c a t i o n s o f l e a r n i n g」という英語の頭文字でございまして、心身共に快適な、個々に最適化された学びの姿という意味になると思います。タイトルが「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」という形になっております。実際に不登校の方が増えていっています。どんな理由でなっているかということは、学校教育としては把握していらっしゃるのか、どのような認識かだけお聞かせいただけますか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

不登校の原因については、いじめや家庭の問題、その児童生徒の問題、原因は各個人個人違っておりますので、傾向としてどれかということではないんですけれど、様々な原因があると認識しております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ということは、非常に複雑ないろんな生活状況、学習状況、本人の気持ちとかというものが絡み合って学校に顔を見せなくなっているケースがあるのがほとんどだろうなという認識をお持ちなわけですね。

実はCOCOLOプランを発表したときの不登校の現状というデータがここにあるんですけども、中学校の方に関しては、不登校傾向の生徒が不登校の生徒の3倍という調査結果もあるんです。今144人と言われましたけども、実際この3倍いるという調査結果もあるそうですし、中学に入学して急激に増えたりとか、あとはコロナ禍で出席扱いが急増したことで不登校が増えちゃったということがあるようなので、これからの取り組み方が皆さんと力を合わせて、この中にもありましたように連携を取りながらということになると思いますので、しっかり取り組んでいくあたって、次の2番の質問に移ります。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の②の質問についてお答えさせていただきます。

令和5年7月から、スクールソーシャルワーカーを元教員2名体制から、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を有する1名を含めた3名体制としました。また、令和5年9月から、ワンデイ・ア・ウィーク教育支援教室として、春日公民館と清洲市民センターで週に1回開設し、学びの場、居場所の確保を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます

今お話にあったスクールソーシャルワーカー、以前は学校の先生のOBの方がやってみえたというお話があったんですけども、スクールソーシャルワーカーは、文科省が言う定義でも福祉の専門家ですよということがありますので、非常に多岐にわたる問題を福祉の専門家が見て上手に解決に導いてくれればいいかなど。前もちょっとお話ししましたが、福祉の業界ではアセスメントというヒアリングをしてどんな課題があるかと分析するためにやっていますので、学校の先生はお話を聞けたして、寄り添う気持ちがあっても、やっぱり具体的に解決の道がすぐぱっと出てこないということをこういった方と連携を取りながらやっていただければなと思うところがございますけども、これ悩んでいる保護者がこういった家庭のことはなかなか多分人に言えないと思うんですけども、相談する際に相談者の匿名性の確保はすごく重要なことだと思うんですけども、匿名性の確保というのは今やられているのかやられていないのか、どのような形で効果的にやっているのかというところだけ教えていただけますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

匿名での相談についてですけれど、スクールソーシャルワーカーによる電話での相談は匿名でも相談を受け付けております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

これは何年か前から長野県とかの子どもの相談にLINEアプリを使ったりとか、愛知県もLINEアプリを使い出しましたかね。今日、QRコードがFacebookにアップされていたけど、こういったアプリを使い慣れている世代の方々だと思うので、こういったものの導入もお考えになっていただけたらなと。多分なかなか人に言えないことも多いと思うので、どこかで受け止めてもらえるという安心感をつくっていただければなと思います。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の③の質問についてお答えさせていただきます。

教室に入って授業を受けられない児童生徒に対して、校内サポートルームを新川中学校に常設し、桃栄小学校には、令和5年9月から週1回設置しております。また、他の学校につきましては、別室登校により居場所の確保をしています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

登校もそうですけれども、なかなか学校に学びのアクセスができなくなってしまった子どもたちに、学びをどうやってアクセスさせるかということが一番の本質的な問題だと思いますので、こういうところも含めて、いわゆる多様な学びの体制整備ですかね、こういったものを進めていただくことと、もう1つは、オンラインで行うとなると、これはマイクロソフトの考え方で、学びの最適化はすごく大事だと。教育の個別最適化ですね。世界的にいうとそういったところまで進んでいる国もあるもんですから参考にして、こういった個別の学びの最適化というところまで持っていけるかどうかというところを考えてほしいんですけども、現状どんな感じでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

I C Tの活用を通して、児童生徒の学習状況などを判断する材料が蓄積されることで、一人ひとりの学習状況に応じた指導を行うことができます。授業においては、例えば発表が苦手な児童生徒がI C T機器を利用活用して意見の交流を行うなど、I C T機器特有の性質を生かした双方向性のコミュニケーションを実施することで、個別の状況に応じた学習スタイルを促すことができます。不登校児童生徒と双方向のコミュニケーションを実施していくことで、個別の状況に応じた学習スタイルをどのように実施していくか調査研究を続けてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

活用方法としては今、課長言われたのがものすごく効果的だと思うんですけども、ただ、人材、予算の問題、設備の問題という現実的なハードルがたくさんあると思いますけれども、こういったこともいろんな財政措置の状況をしっかり確認しながら、お子さんのために一緒に汗を流していけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の④の質問についてお答えさせていただきます。

不登校児童生徒及び保護者の希望があれば、タブレット端末の持ち帰りを行っております。課題の配付や先生との情報共有、ドリル教材の利用が可能となります。

授業のオンライン配信につきましては、他の児童生徒の肖像権の問題や先生の説明が効果的に伝わるかどうか等、課題もありますが、オンライン指導できる体制について調査研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

実は先ほど齊藤議員がメタバースの活用というお話もされていましたが、文科省の方からもメタバースの活用は出てますので、早く取り組む分だけ早くやると、メリット・デメリットが早く分かると思うので、もっと早く取り組んでいただきたいなという気もすごくあるんですが、いかんせん、人の問題、お金の問題、設備の問題、こういうハードルはここでも多分あると思いますので、こういったところもしっかり汗を流していただければなと思うところでございます。よろしくをお願いします。

5番、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の⑤の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の⑤の質問についてお答えさせていただきます。

現在、自宅や校内サポートルーム、教育支援教室での学びは成績に反映はしていません。愛知県立高校に関しましては、自己申告書により不登校の理由等を提出することで高校の判断により進学へつなぐ体制があります。

今後の取組につきましてはCOCOLOプランの中で我が国の義務教育制度を前提としつつ、自宅等においてICT等を活用した学習活動については可能な限り指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいこととありますので、自宅等における学びの成績への反映について、国や県の指針と併せながら学校と教育委員会で調査研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ぜひ、よろしくお願いいたします。

これは国・県と連携がしっかり必要になってくることです。子どもの学びの保障をしっかりしてあげるといことは、社会に自立して羽ばたいていく社会に必要な一人ひとりになっていくために大事なことだと思いますので、こちらもぜひよろしくお願いをしたいところでございます。

質問中に「連携」という言葉が幾つも出てきます。NPOとかフリースクールとかの連携を視野に入れた上で、誰一人取り残されない学びの保障を実現していきましょうという内容の宣言になっておりまして、これを受けて清須市がどうかということをお聞かせいただき、質問をさせていただきました。

最後に、COCOLOプランもそうですけれども、全体を見られて、また市内の不登校生徒の増加、また状況の環境の複雑化、ヤングケアラーの問題があったりとかして、生活に追い込まれるという、お子さんがそうになってしまうということの切なさとか、そういったものを感じるところでございますけれども、最後に、COCOLOプランを受けて、清須市として清須市の子どもたちをどう社会に大きく羽ばたかせていけることができるかということなどの見解を教育長に伺えたらと思います。

よろしくお願ひします。

議長（伊藤 嘉起君）

教育長、答弁。

教育長（天埜 幸治君）

教育長、天埜でございます。

昨年の就任以来、私自身、本市小中学校における不登校問題というのは極めて大きい課題と考えており、その思いで少しでもかじを切りたいと令和5年度を迎えました。その際、議員御指摘のCOCOLOプランというのは、不登校対策のよりどころの1つとして参考にさせていただきました。

御質問のCOCOLOプランを本市としてどうこれから取り組んでいくかということですが、まずは不登校対策について、教育長、教育委員会としてその姿勢、方向性をしっかり示すことだと考えております。個々の学校ですとか担任の先生だけではやはり限界がございますので、学校現場と教育行政の思いが一緒になって同じ方向で進んでいきたいと思っております。

少しだけ具体的なことをお話ししますと、一つは適応指導から教育支援へということを示し、従来と示しました。従来の学校という場への復帰といいますか、つなげるという目的だけではなく、いわゆる学びは続けると。その学びを支えと。いわゆるまさに教育支援、これにシフトしよう

地元の公立小中学校義務教育の責務として学びの支援というのは大事なことでございまして、私の思いとしては、学校に来れないことをもってのみそれを途切れさせてはいけない、学びの保障、学びへの意図は切らさない、令和5年度からこの方針で行きましよう、私自身教育委員会としても様々な面で発信をして、今その取組が始まっているところでございます。

実際の体制づくりが一番これから大切なところで、環境も含めてこれから考えていきたいわけですが、不登校の要因というのはその子の数だけあると言われていたぐらい多様化しております。今年度、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つSSW、スクールソーシャルワーカーも配置できましたので、家庭教育にも力を入れつつ、学校復帰という要素と学校以外の居場所づくりという両方の要素をいかにバランスよく体制として環境としてつくっていくか、これが大事ではないかと思っていますし、その場合、どこを拠点にしてどうつながっていくのか、これも大事になってくると思います。そういったことですが、この9月から新しい取組をどんどん今進めておりますので、市内全小中学校と教育委員会が一体となって、今後どういった形が清須市としてよりよい形になるのかしっかり検討していきたいと思っておりますし、併せて、取組だけではなく、それを整理した上で本市としてのビジョンとかプランをぜひつくっていきたくて、今、同時進行で進めております。様々な御意見がありましたらどうぞお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。力強いお言葉、本当にうれしく思います。

子どもたちの学びと期待と成長の足跡が、しっかり保護者の皆さん、学校関係者の皆さんが子どもと一緒に実感できる学びの実現を心から期待しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

次に、野々部議員の質問を受けます。

野々部議員。

< 12番議員（野々部 享君）登壇 >

12番議員（野々部 享君）

議席12番、清政会野々部 享でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは大きく2点でございます。

まず、1点目、災害時避難所運営についてでございます。

近年、豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加しております。本年6月上旬、沖縄、奄美や日本の南海上を進んだ台風2号からの湿った空気が流れ込んで梅雨前線の活動が活発となり、西日本と東日本の太平洋側では「線状降水帯」が相次いで発生しました。それに伴い、愛知県三河地区、静岡県や和歌山県でも甚大な被害を受けました。

その後も、6月29日からの九州から中国地方にかけての豪雨被害、7月15日からの東北地方の秋田県・青森県を中心とした豪雨被害など記憶に新しいところでございます。また、5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする震度6強の地震、5月11日に発生した千葉県南部を震源とする震度5強の地震など、各地で多くの大切な生命・財産が脅かされております。

今後30年以内の南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の発生確率は、70から80%と言われております。このように昨今、風水害・地震の甚大化が非常に心配されており、被災地の悲惨な現状をニュースで目の当たりにしても、まだまだ対岸の火事のように思ってみえる方も少なくはないのではないのでしょうか。

本市でも各地区で区画整理が進み、多くの若い世代が新しく居を構えられております。2000年の東海豪雨の痛ましい惨状を知らない方々も徐々に増えてきております。ほとんどの方にとって避難所生活は初めてのことで、普段の生活とは大きく異なり、不特定多数の人々が集まって生活するため様々な制約やリスクが伴い、また様々な配慮も必要となってまいります。いざというときに家族や地域を守るために様々な状況を想定し、避難所の運営にあたる準備を整えておかなければなりません。

そこで、避難所運営にあたり、以下の質問させていただきます。

- ①避難所の開設（開錠）と運営について。特に大地震発災時において。
- ②避難所の施設管理者や当局職員と地域自主防災会との連携、役割分担について。
- ③学校施設の避難所運営、教職員と当局職員の連携について。
- ④応急救護所、地域福祉避難所の医師会との連携について。
- ⑤マンホールトイレの今後の整備予定はありますでしょうか。
- ⑥災害救援物資の受入体制や搬送ルート確保についてお聞きいたします。

大きく2番目です。再犯防止推進計画についてお聞きいたします。

この質問は3月議会において先輩議員からの質問がなされておりますが、改めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定され、地方公共団体や民間協力者等と連携しながら取組を推進してきました。令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。

令和3年10月現在の策定状況を見ますと、全国で221団体（都道府県46団体、指定都市16団体、その他の市町村159団体）が策定済みであります。令和3年、犯罪の認知件数は戦後最少であるものの、残念ながら再犯率は48.6%と上昇傾向にあります。これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出所者の雇用状況が悪化しているのも1つの要因ではないかと考えられます。この第二次再犯防止推進計画には次の7つの重点課題が挙げられています。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保険医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

犯罪を犯した者の多くは、執行猶予などの処分を受け、刑務所などに入ることなく地域に戻ってまいります。経済支援が必要な高齢者や障がい者、または生活困窮者、一日も早い就労を望む若者、居場所をなくしかけた少年など、対象範囲は多岐にわたっております。自治体と民間協力者が連携を図り、立ち直りを包括的に支援することで、誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安全・安心な暮らしができる社会を目指すことが必要であります。そのためにも一日も早い「再犯防止推進計画」策定が望まれます。また一方で、犯罪被害者にも寄り添う施策も必要と考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

①本市の「再犯防止推進計画」についての考え方を教えてください。

②策定までのスケジュールはどのようになっているかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

①の質問についてお答えいたします。

まず、避難所を開設する前に、避難所配備職員及び施設管理職員が目視にて避難所安全チェックリストによる施設点検を行い、避難所の利用を決定し、避難所の開錠は、避難所配備職員または施設管理者が行います。

また、避難所運営につきましては、避難所施設の点検、避難所施設の開設、居住区割り、避難者カードの作成、避難所運営組織づくり、避難所の縮小・撤収という流れで実施します。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

震度5以上の強い地震の場合ですね、指定避難所が実際避難に耐え得るか、避難所の施設安全点検も必要とありますが、その判定を避難所担当職員がするということですので、もし、危険判定と出された場合、そのようなときの対応はどのようにされるでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

避難所配備職員が目視をして明らかに危険が認められる箇所につきましては、直ちに立ち入り禁止としますが、判断に迷うようなときなど専門家の判断が必要な場合には応急危険度判定士などによる危険度判定を受けることとなっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

専門家の判断が必要になった場合、応急危険度判定士による危険度判定を受けるということなんですけど、応急危険度判定士、これは外部の方にお問い合わせなのか、本市にもそれだけの技能とかいうか、知識を持った方がみえるか、そこら辺を教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

応急危険度判定は、各都道府県から認定登録を受けた応急危険度判定士が各都道府県などからの要請によりまして実施することになります。よって、必要な場合には、市災害対策本部から愛知県へ要請をいたしまして、愛知県から依頼を受けた応急危険度判定士により調査判定が行われます。

なお、本市の職員の中にも応急危険度判定士の資格を持つ者が9名ほどおりますので、いざというときには調査をしてもらうことも考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

そうすると、今、避難所があるんですけど、9名の市の職員で大体対応できるということを考えていけばいいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

そういった公共施設に被害が出ているということは、もっと広い範囲の被害が出ているというふうに考えられますので、恐らくその他の応急危険度判定士にも協力をさせていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

分かりました。

職員の訓練なんですけど、災害時の参集訓練ですね、それはどういうふうを実施してみえるでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

職員参集メールによる非常呼集訓練を不定期に年4回程度実施するとともに、市総合防災訓練当日には職員参集メールにより参集連絡を行いまして、実際に職場へ参集する訓練を実施します。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

災害時の参集訓練、実際メールでやられたり、明日もそのようにやられると思うんですけど、今までやってみえて、その課題とかいうのは出てるんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

この訓練の結果としましては、かなり職員の防災意識が向上しているというふうに感じておりますが、まず、この課題につきましては、現在、市外から通勤する職員の割合というものが半数を超えておりまして、台風や大雨などのケースは、各職員が防災活動に備えてある程度事前に準備することというのが可能なんですけれども、地震など急を要する場合などは参集までにどうしても時間がかかってしまうということが挙げられると、そういったことが課題かと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ちなみに、避難所の配備職員、大体2名ずつかな。それで3交代でやってみえると思うんですけど、市内の職員で構成されているという、それは難しいんかな。どんなものでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今現在避難所配備職員は123名おりますけれども、そのうちの71名ですね、割合でいくと58%が市外の職員となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

通勤する職員の割合が今言われる半数以上が市外からということですね。参集訓練もやってるということなんですけど、いろいろほかの市町のホームページなんかを見ていると、参集訓練もメールだけじゃなくて実際にやってみえるんですね。それも抜き打ちでやってみえるところもあるんですよ。足も徒歩とか自転車、バイク、日頃の電車は使えない、車は使えないという状況を考えて、徒歩・自転車・バイクなどで実際に参集訓練もしている。それも抜き打ちでやってみえるんですね。それで1時間でどのぐらい人が集まってきた、2時間かけるとどれぐらい集まってきたという、実際集まってきた人数の把握というのもできますので、すると、それが初動を把握することによって今後の避難想定をしたときの運営にも使えると思うんですけど、そこら辺、丹羽部長はどのように考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽でございます。

改めまして、明日、防災訓練がございますので、議員各位の皆さんにおかれましては8時半から開催されますので、よろしく願いいたします。

今の御質問ですけども、本市では職員の初動マニュアルがございまして、地震編を想定しております。震度4ですと、我々防災担当の職員が参集する。そして、震度5弱ですと、それに拡充させまして避難所班が参集することになっています。震度5強以上ですと、うんもすんもなく全職員が参集することになっております。

今おっしゃられます非常呼集ということで抜き打ちでやったらどうだという話ですけども、常日頃は勤務時間中といいましても、昼休みに予告をして職員に対しまして非常呼集の訓練を不定

期的にやっております。

抜き打ちということも考えるのも1つの手法であります。それについては夜中にやるという話になりますと、私、今、それ以上嫌われたくないものですから、できないんですけども、明け方ぐらいに予告なしで、参集という通知を出した中で来てくださるということも大事かも分かりませんが、それは職員が2キロ圏内でしたら徒歩、2キロ以上でしたら自転車でどれぐらいかかるかというのが、来るという実態・実績も大事なんですけども、それぞれの職員が自転車で市役所へ来るときにどれぐらい時間がかかるんだというのを個々に認識・自覚するということが大事だと思っておりますので、そういったものを掌握したいという意味で、抜き打ちでやりたいというふうに今後も考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

市役所に来るときに、震度6強だったら、この場所は危ない、ここが危ないんだろうかと、そういうのも見ながら訓練をしていただくということも必要じゃないかと思っておりますので、今後の課題として考えておいてください。お願いいたします。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、②の質問についてお答えをいたします。

避難所の開設・運営の責任者は、原則として避難所配備職員が行います。また、避難所配備職員が不在で、かつ緊急の場合は施設管理者がその役割を補完し、避難所配備職員・施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、自主防災組織の代表者が清須市避難所運営マニュアルに基づき業務を実施します。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

避難所運営なんですけど、各地区や自主防災会組織でも、地域によって結構温度差があると思うんですけど、本市として自主防災会に対してどのような期待をしてみえるのか。ある程度こちらまでお願いしたいということがありましたらお聞きしたいです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

国は中央防災会議におきまして、平成30年7月の西日本豪雨を教訓に、住民主体の防災対策に方針転換をしております。目指す社会として、住民が自らの命は自らが守る。意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれをしっかり支援していくことを掲げております。本市といたしましても、市民の皆さんの防災に対する主体性を導くことが行政の役割だと認識しております。各自主防災会が、避難所運営や自主防災訓練、要配慮者への支援など、地域での防災減災活動を主体的に実施していただけるよう、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

手前味噌で、私たちの地元の自主防災会は、今まではコロナでいろいろ制約があった。5類に変わって、また避難所運営も変わってくるということで、先日、当局の職員と自主防災会のメンバーで防災センターの避難所開設のマニュアルを協議いたしまして、自主防災会の役割を確認したわけなんですけど、そこで、避難所の受け付けとか、開放する部屋の色分けして誘導する、寒ければ毛布の提供とか、そこら辺までは確認はしているんですけど、やっぱり地元の皆さんにも3日分の食料と水・薬とか、そういうのはちゃんと各自で持ってくるよということにはしょっちゅういろんな回覧などでも啓発しているんですけど、避難が長引いた場合など、備蓄物資などどのように提供していけばいいかということや何かはいろいろ考えていかなくてならないと思うんですけど、そこら辺はどのように考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

発災後3日目ぐらいまでは、議員おっしゃるように、避難者が自身で持参したもので対応していただいたり、各避難所で備蓄している物資を避難者数などにも配慮して提供していきたいと思えます。

そして、避難が長引いた場合には、愛知県広域受援計画によりまして、発災後4日目から国からプッシュ型で備蓄物資等が送られてくるため、避難所での必要数を把握し、それらを提供することとなります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

今ふれあい防災センターですと、収容人数が今の現状でいきますと340人ぐらいという数字が出てるんですけど、大災害の場合ですと地元の避難者、また帰宅困難者や何かキャパオーバーになることも想定されるんですけど、その場合の他の避難所への誘導というのは結構そのときは混乱してると思うんですけど、そこら辺の搬送の方法とかというのは、市としてどのように考えていますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

他の避難所への移送というのは、基本的には、当該者の家族や親族、また地域の支援者で行うことが基本というふうに考えております。ただ、そのときの状況や必要に応じまして、自主防災会や消防団、市防災協力会などの関係団体にも協力していただくことを考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今、他の地区へ搬送する場合、自主防災や消防団もということをおっしゃったんですけど、他の地区や何かはそのときは大分避難者も増えてると思うんですけど、今はまだこの間の避難のときにも2名とか3名の避難者の人数でいいんですけど、増えた場合に、例えば、他の避難所は今、収

容人数は何名ぐらいのところは何名ぐらい収容で、ある程度余裕はあるよとか、そういうのが各避難所で分かれば、搬送もしやすいと思いますので、そこら辺、各避難所ごとの数字で全体が分かるような方法をまた考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、③の質問についてお答えをいたします。

学校施設・体育館を避難所として開設する場合は、当該校の校長に市からその旨を連絡するとともに、引き続き校長等に連絡が取れる体制づくりをしております。

その後の状況により校舎を開放する必要がある場合は校長等に出動要請をし、校舎の開放や使用する部屋の選別等、避難所運営に従事することとしています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

市内の小中学校の体育館ですね、冷暖房が整備されまして、市民の皆さんも安心して避難をしていただけるような環境が整いました。本当にこれはありがたいことだと思っております。

発災直後は市当局が学校での避難所運営を実施する十分な体制を整えることは困難だと思われます。一定の期間は学校の先生方にも避難所運営にも協力していただきながら、児童生徒の安全確保とともに、安否確認にも取り組んでもらわなくてはなりません。それに並行して、住民の皆さんに自主的に避難所運営が確立されれば、学校の早期正常再開も可能になると思われますので、その点、学校を避難所として使う場合に、地域の自治会、またPTAとの調整が必要になると思いますが、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

避難所の開設につきましては、市より各市政推進委員の皆さんへ連絡をしております。

また、学校につきましては、保護者に対しお知らせをするとともに、PTAの会長にも御連絡

を入れると学校教育課の方から報告を受けております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

では、次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

④の質問についてお答えいたします。

地域福祉避難所「アルコ清洲」における医師会との連携に関する決まりはございませんが、応急救護所につきましては、管内の医療機関の被災などにより必要な医療の提供が困難であると判断される場合には、市において医療救護所を設置します。そして、必要に応じて、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を要請し、地域の医療体制確保に努めます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

災害時に医療救護所を開設する際には、地区の医師会、また歯科医師会、薬剤師会の協力要請が行われるということなんですけど、要請していろいろお願いするということなんですけど、日頃から良好な関係性を築くということもありますので、いざというときのためにしっかりと連携を図っていただいて、定期的に訓練とか話し合いを実施していただいて、綿密な連携が取れるように協力を要請できるようによろしく願いいたします。

では、次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の⑤の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

⑤の質問についてお答えいたします。

平成29年度に西枇杷島小学校、令和2年度に新川中学校へマンホールトイレをそれぞれ5基ずつ整備しました。現時点で次に整備する計画はまだありませんが、今後も引き続き教育委員会や上下水道課と連携し、下水道の接続工事に併せて、指定避難所である小中学校へのマンホールトイレの設置について検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今後も引き続き、指定避難所である小中学校にマンホールトイレを設置と今言われたんですけど、やっぱり小中学校以外には設置という予定はないんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

先ほど申しあげました答弁のとおり、引き続き避難者の収容人数の多い小中学校へのマンホールトイレ設置について検討していきたいと考えております。

また、ほかの避難所につきましては、携帯トイレを備蓄し運用していくことを第一に考え、各御家庭にも、水や食料などとともに携帯トイレを備蓄していただくよう周知啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今言われた携帯トイレね、結構お値打ちで、私もネットや何かを見てるとそういう情報がありますので、私たち自主防災会としても、地域の人に各自備蓄していただいて、自分たちの自主防災でも備蓄するような方向でいるんですけど、そうすると、（仮称）五条川防災センターが今度できるんです。そちらのほうにはマンホールトイレの設置予定はないわけ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

予定はございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

分かりました。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の⑥の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

⑥の質問についてお答えいたします。

災害救援物資の受入体制として、本市へは広域物資輸送拠点である一宮総合運動場から地域内輸送拠点である市内のカルチバ新川、協定によるキリンビール株式会社名古屋工場及びミライノ株式会社のいずれかへ県により輸送されます。それを市内各避難所ごとに仕分けをし、協定による市支援輸送会社等が各避難所へ輸送します。

また、愛知県は、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点などにアクセスするルートを指定していますが、災害の影響により、緊急通行車両等の通行が確保できない場合においては協定業者に依頼をし、道路にある障害物の撤去作業を行ったり、県警による交通規制等を実施するなど、通行確保のための活動を優先的に実施します。

また、本市においても、必要に応じて市防災協力会等に依頼をし、搬送ルートの確保に努めます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

清須市はどうしても道が狭いところが多くてね、大きなトラックで今のキリンビールとか、そういう拠点到搬送されても、その後、各地区に搬送するときは今の防災協力会の方の協力というのが必要になってくるわけなんです。今度、防災訓練のときにも来てもらえると思うんですけど、そちらの方と日頃から連携を密に取って、本当に気持ちよく協力していただけるような体制を取

っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

2の①の質問に対し、お答えいたします。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存がある者、高齢者で身寄りがない者など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多くいます。犯罪を繰り返さない防止策として、刑事司法手続中だけでなく、満期釈放後や不起訴・執行猶予等により、刑事司法手続を離れた後も、社会復帰するために継続的に福祉支援等を必要とする場合もあります。

本市における再犯防止推進計画の考え方は、再犯防止の推進を含め、地域福祉として一体的に展開することが望ましいことから、現在策定中の地域福祉計画と一体的に策定を進めています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今の犯罪防止推進計画、今、県内の策定状況を分かりましたらお聞きしたいんですけど。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

策定状況でございます。

令和5年度4月時点におきまして、10市が計画のほうを策定しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

地域福祉計画と一体に進めるよりも福祉計画の中に盛り込むということで、今、理解したんで

すけど、以前は保護司のほうの担当も防災行政課で、今は社会福祉課の担当部署になっておるんですけど、これからは全庁挙げて犯罪防止計画に取り組んでもらわなくちゃならないと思ってるんですけど、これは別に考えてやるということは難しいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

満期釈放される方の中には、高齢者、障がいを抱えているということで自立が困難な方も多くお見えになります。出所後、地域で生活ができるように円滑に福祉サービスにつなげることも大切なことから、福祉政策として一体的な推進が必要と考えております。

先ほどお答えしました計画策定済みである10市のうち7市が地域福祉計画と一体的に策定しております。本市におきましても、国の再犯防止推進計画にある重点項目を参考に、本市の実情に応じた課題を計画に盛り込むことを検討しており、再犯防止の推進を含め、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

仮退院で保護観察が続いた場合ですと、観察所なり私たち保護司が就労の相談とか居住相談もいろいろ行うことができるんですけど、刑期満了で出所してみえる方だと、相談できる機関というのが身近な市の窓口になっちゃうんですね。そのようなときの対応、市もこれからいろいろ計画できると大変かと思うんですけど、そのとき対応というのは今どんなように考えてみえるんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

刑期満了で出所されて、仕事や住居等がないということで生活に困窮しているというような御相談があった場合には、社会福祉課にあります相談窓口、仕事、暮らしサポートセンターで対応をしております。自立に向けた支援プランの方を作成し、関係機関と連携を図りながら、自立や就労に関する支援に努めております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今、再犯防止で加害者のほうばかりなんですけど、実際には被害者の方も苦しんでみえる。被害者とか被害者家族も本当に苦しんでみえる方も多いと思うんですけど、その方にも寄り添った施策が必要だと思われるんですけど、これはどのように考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

被害者の方、被害者家族が抱える様々な相談につきましては、引き続き関係機関、関係部署のほうで連携を図りまして支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

2の②の質問に対してお答えいたします。

再犯防止推進計画の策定については、地域福祉計画と一体的に策定することから、令和5年度、6年度の2か年をかけて検討いたします。

策定までのスケジュールは、令和5年度には、清須市内にお住まいの方2千人に対するアンケート調査や清須市保護司協議会等の関係団体に対するヒアリングを実施いたします。

また、令和6年度は、調査結果等を受けての計画案を策定し、パブリックコメントを実施することで市民の方からの御意見を参考にするなど、令和6年度末の計画策定完了を目指してまいり

ます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

先ほども申しましたように、再犯防止推進計画、本市でも非常に多岐にわたっているいろんな部署にしっかりとお願いせないかんことだと思っておりますので、アンケート調査をされるとか、ヒアリング、パブリックコメントを開かれるということで、市民の皆さんの意見も十分吸い上げていただきまして、また多くの方に計画に関心を持っていただけるようお願いしたいと思います。また、2年後、どのような再犯防止推進計画ができるか期待しておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、野々部議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了といたします。

残りの方については、9月4日月曜日午前9時30分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

（ 時に午後 3時45分 散会 ）